

令和3年第5回（12月）都城市議会定例会 付議事件一覧

●市長提出議案案件

議案案件 28件（条例＝10件、補正予算＝8件、単行＝10件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 条例議案 10件

頁

1	議案第119号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
		地方税法等の改正に伴い、雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準に係る特例を追加するため、所要の改正を行うもの	
2	議案第120号	都城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	7
		スポーツ行政について、地域振興等の関連行政との一元的な施策展開を目的として、学校における体育に関するものを除くスポーツに関する権限を教育委員会から市長に移管するため、条例を制定するもの	
3	議案第121号	都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	13
		健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金を増額するため、所要の改正を行うもの	
4	議案第122号	都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	19
		山之口総合支所複合施設整備事業（都市構造再編集集中支援事業）として、令和4年度に山之口地区公民館のリノベーションを実施することに伴い、同公民館の機能を一時的に山之口総合支所庁舎へ移転させるため、所要の改正を行うもの	
5	議案第123号	都城市都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	25
		都城運動公園の敷地面積全体に対する運動施設の敷地面積の割合について、個別に定める必要があるため、所要の改正を行うもの	
6	議案第124号	都城市認定こども園条例の制定について	31
		有水地区の小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するに当たり、有水幼稚園と有水保育所を統合し、認定こども園を設置するため、条例を制定するもの	
7	議案第125号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	49
		住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、長期優良住宅認定の審査に係る手数料を改定するため、所要の改正を行うもの	

8	議案第126号	都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
	九州統一の単価の改定を受けて改正された宮崎県の道路占用料徴収条例に準じ、所要の改正を行うもの		
9	議案第127号	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	83
	高崎総合公園の温水プール棟の使用料について、施設区分を明確にするとともに、使用料を再設定するため、所要の改正を行うもの		
10	議案第128号	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	89
	一堂ヶ丘公園活性化センターを市が公用で利用する場合の使用料の取扱いについて、他の類似施設と同様とするため、所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 8件

頁

11	議案第129号	令和3年度都城市一般会計補正予算（第7号）	※
12	議案第130号	令和3年度都城市一般会計補正予算（第8号）	※
13	議案第131号	令和3年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※
14	議案第132号	令和3年度都城市水道事業会計補正予算（第2号）	※
15	議案第133号	令和3年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	※
16	議案第134号	令和3年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第1号）	※
17	議案第135号	令和3年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	※
18	議案第136号	令和3年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	※

○ 単行議案 10件

頁

19 － 20	議案第137号－ 議案第138号	議決事項の変更について	95
	令和2年12月16日に議決された議案第148号「工事請負契約の締結について」及び令和3年3月19日に議決された議案第47号「工事請負契約の締結について」に関して、契約の金額を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの		
21 － 24	議案第139号－ 議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について	103
	都城市高城養護老人ホーム友愛園、都城市チャレンジショップ及び活性化広場、都城市山田元気な高齢者健康増進センター、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		

	議案第 1 4 3 号	市道の認定及び廃止について	
25	宅地分譲を目的とした開発行為、大岩田遊水地整備事業の整備等により、複数の市道に変更が生じたため、当該市道を認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求めるもの（認定 1 5 本、廃止 1 9 本）		163

令和 3 年第 5 回都城市議会定例会（1 2 月）

（議案第 1 1 9 号～第 1 4 6 号）

議案第 1 1 9 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～17 （略） <u>18</u> （略） <u>19</u> （略）	附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～17 （略） <u>18</u> 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 <u>19</u> （略） <u>20</u> （略）

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の附則第10条の2の規定は、令和4年度以後の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 納税管理課】

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 1 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	地方税法等の改正に伴い、雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準に係る特例を追加するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準に係る特例を追加（附則第 10 条の 2） 地方税法の改正により、特定都市河川流域及び浸水被害対策区域において取得された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準額を、課税標準となるべき価格に 3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするとされた。現在、本市には該当施設はなく、将来的に施設が設置されたとしても、本市は地域的に特段考慮すべき事情がないため、参酌基準どおり 3 分の 1 とするもの。		
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号） 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 2 0 号

都城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

都城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げるスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）については、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してなされたスポーツに関することに係る申請、届出その他の手続（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定により事務を委任された教育長（以下「教育長」という。）に対して行われたものを含む。）であって、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、施行日以後においては、市長に対してなされた申請、届出その他の手続とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行ったスポーツに関することに係る処分その他の行為（教育長が行ったものを含む。）は、市長が行った処分その他の行為とみなす。

（都城市部設置条例の一部改正）

- 4 都城市部設置条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。
第2条第8号に次のように加える。

カ スポーツに関する事項

（都城市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 5 都城市スポーツ推進審議会条例（平成18年条例第280号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「都城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会」を「商工観光部」に改める。

議案第 120 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部 総合政策課】

条例名	都城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例		
制定改廃区分	☒ 新規制定 ☐ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の 目的・背景	スポーツ行政について、地域振興等の関連行政との一元的な施策展開を目的として、学校における体育に関するものを除くスポーツに関する権限を教育委員会から市長に移管するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、同項第 2 号に掲げるスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）については、市長が管理し、及び執行することとすることを規定。		
関係する法令 及びその条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）		
制定改廃を要する 関係条例等	都城市部設置条例（平成 18 年条例第 15 号） 都城市スポーツ推進審議会条例（平成 18 年条例第 280 号）		
備考			

議案第 1 2 1 号

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険条例（平成18年条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があるときは、規則で定めるところにより、当該出産育児一時金に3万円を上限とした額を加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があるときは、規則で定めるところにより、当該出産育児一時金に3万円を上限とした額を加算するものとする。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る都城市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 1 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金を増額するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 出産育児一時金の額の変更 (第 6 条) 40 万 4,000 円→40 万 8,000 円 現在、出産育児一時金は、40 万 4,000 円を支給しており、産科医療補償制度を利用した出産については、当該制度の掛金 1 万 6,000 円と同額の加算金を支給することを規則で定め、総額 42 万円を支給している。 令和 4 年 1 月 1 日より産科医療補償制度の掛金が 1 万 2,000 円に改正され、産科医療補償制度の対象となる場合の一分娩当たりの加算金が 4,000 円引き下げられるが、出産育児一時金等の支給総額は 42 万円を維持することとなったため、引き下げられた当該制度の掛金相当分 4,000 円を出産育児一時金に加算し、40 万 8,000 円へとするもの。		
関係する法令 及びその条項	健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 健康保険法施行令 (大正 15 年勅令第 243 号)		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 2 2 号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市公民館条例の一部を改正する条例

都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
(名称、位置及び対象区域)					(名称、位置及び対象区域)						
第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次表のとおりとする。					第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次の表のとおりとする。						
名称		位置		対象区域	名称		位置		対象区域		
(略)					(略)						
山之口地区公民館		都城市山之口町花木1934番地 1		(略)	山之口地区公民館		都城市山之口町花木2005番地		(略)		
(略)					(略)						
別表第 1 （第10条関係）					別表第 1 （第10条関係）						
公民館使用料	区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	公民館使用料	区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
	(略)						(略)				
	中郷地区公民館		(略)			中郷地区公民館		(略)			
	山之口地区公民館		第 1 研修室	1 時間	300円	同上					
			第 2 研修室	同上	300円	同上					
			第 3 研修室	同上	200円	同上					
			会議室（和）	同上	200円	同上					
			調理室	同上	300円	同上					
			大会議室	同上	500円	同上					
			視聴覚室	同上	500円	同上					
(略)					(略)						
(略)					(略)						

附 則

この条例は、令和４年６月１日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山之口総合支所 地域振興課】

条例名	都城市公民館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 6 月 1 日	制定年月	平成 21 年 3 月
制定改廃の 目的・背景	山之口総合支所複合施設整備事業（都市構造再編集集中支援事業）として、令和 4 年度に山之口地区公民館のリノベーションを実施することに伴い、同公民館の機能を一時的に山之口総合支所庁舎へ移転させるため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 山之口地区公民館の位置変更等（第 4 条） 都城市山之口町花木 1934 番地 1 → 都城市山之口町花木 2005 番地 (2) 別表第 1 から山之口地区公民館の項を削除 一時移転後の山之口地区公民館の機能は、事務所と貸本業務のみとなるため、研修室等の貸館といった使用料が発生する業務は行うことができない。それに伴い、別表第 1 から山之口地区公民館の項を削除するもの。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 2 3 号

都城市都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（都市公園に設ける運動施設の敷地面積） 第6条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。	（都市公園に設ける運動施設の敷地面積） 第6条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。 <u>ただし、都城運動公園については、100分の60とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 スポーツ振興課】

条例名	都城市都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例																																	
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止																																	
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 25 年 3 月																															
制定改廃の目的・背景	都城運動公園の敷地面積全体に対する運動施設の敷地面積の割合について、個別に定める必要があるため、所要の改正を行うもの。																																	
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	(1) 個別の運動施設率の追加 (第 6 条)																																	
	令和 9 年に開催予定の国民スポーツ大会に向けた都城運動公園のテニスコート等の整備計画において、敷地面積全体に対する運動施設の敷地面積の割合 (運動施設率) は下表のとおりとなるため、60%程度の運動施設率を確保する必要がある。これに伴い、都城運動公園に係る運動施設率を個別に設けるため、第 6 条にただし書を追加するもの。																																	
	・ 都城運動公園 : 100 分の 60																																	
	・ その他 : 100 分の 50																																	
	【参考 : 都城運動公園 運動施設整備計画】																																	
	<table><tr><td colspan="2">国ス木整備計画 (R3.12時点)</td></tr><tr><td>施設名</td><td>敷地面積 (㎡)</td></tr><tr><td rowspan="4">北側エリア</td><td>野球場</td><td>13,578.7</td></tr><tr><td>野球場 観覧席</td><td>3,036.8</td></tr><tr><td>野球場 芝生観覧席</td><td>3,877.8</td></tr><tr><td>テニスコート (クレー4面)</td><td>4,007.4</td></tr><tr><td rowspan="4">南側エリア</td><td>陸上競技場</td><td>18,107.4</td></tr><tr><td>陸上競技場 簡易観覧席</td><td>184.5</td></tr><tr><td>陸上競技場 芝生観覧席</td><td>2,128.3</td></tr><tr><td>テニスコート (人工芝16面)</td><td>12,116.2</td></tr><tr><td></td><td>運動施設面積 (㎡)</td><td>57,037.1</td></tr><tr><td></td><td>公園全体面積 (㎡)</td><td>103,792.0</td></tr><tr><td></td><td>運動施設率</td><td>54.95%</td></tr></table>			国ス木整備計画 (R3.12時点)		施設名	敷地面積 (㎡)	北側エリア	野球場	13,578.7	野球場 観覧席	3,036.8	野球場 芝生観覧席	3,877.8	テニスコート (クレー4面)	4,007.4	南側エリア	陸上競技場	18,107.4	陸上競技場 簡易観覧席	184.5	陸上競技場 芝生観覧席	2,128.3	テニスコート (人工芝16面)	12,116.2		運動施設面積 (㎡)	57,037.1		公園全体面積 (㎡)	103,792.0		運動施設率	54.95%
	国ス木整備計画 (R3.12時点)																																	
	施設名	敷地面積 (㎡)																																
	北側エリア	野球場	13,578.7																															
		野球場 観覧席	3,036.8																															
野球場 芝生観覧席		3,877.8																																
テニスコート (クレー4面)		4,007.4																																
南側エリア	陸上競技場	18,107.4																																
	陸上競技場 簡易観覧席	184.5																																
	陸上競技場 芝生観覧席	2,128.3																																
	テニスコート (人工芝16面)	12,116.2																																
	運動施設面積 (㎡)	57,037.1																																
	公園全体面積 (㎡)	103,792.0																																
	運動施設率	54.95%																																
関係する法令及びその条項	都市公園法施行令 (昭和 31 年政令第 290 号) 都市公園法運用指針 (国土交通省都市局発出)																																	
制定改廃を要する関係条例等	なし																																	
備考																																		

議案第 1 2 4 号

都城市認定こども園条例の制定について

都城市認定こども園条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 認定こども園法第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 保護者 認定こども園法第2条第11項に規定する者をいう。
- (3) 保育所型認定こども園 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）第2条第2項第2号に規定する保育所型認定こども園をいう。
- (4) 保育標準時間 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項の保育必要量の認定として、1月当たり平均275時間（1日当たり11時間までに限る。）までとされたものをいう。
- (5) 保育短時間 法第20条第3項の保育必要量の認定として、1月当たり平均200時間（1日当たり8時間までに限る。）までとされたものをいう。

(名称、位置及び類型)

第3条 認定こども園の名称、位置及び類型は、次の表のとおりとする。

名称	位置	類型
都城市有水こども園	都城市高城町有水3344番地1	保育所型認定こども園

(定員)

第4条 認定こども園の定員は、規則で定める。

(事業)

第5条 認定こども園は、認定こども園法に基づく事業を行うほか、市長が必要と

認める事業を行う。

(職員)

第6条 認定こども園に園長その他必要な職員を置く。

(休業日)

第7条 認定こども園の教育・保育を提供しない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日を変更することができる。

(1) 1号認定子ども（法第19条第1項第1号に該当するものとして法第20条第1項の認定を受けた満3歳以上の小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に係る休業日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

ウ 春季休業日（4月1日から都城市立学校管理運営規則（平成18年都教委規則第17号。以下「学校管理規則」という。）第9条第3号ただし書に規定する日までの日）

エ 夏季休業日（学校管理規則第9条第4号に規定する夏季休業日をいう。）

オ 冬季休業日（学校管理規則第9条第5号に規定する冬季休業日をいう。）

カ 学年末休業日（学校管理規則第9条第6号に規定する学年末休業日をいう。）

(2) 2号認定子ども（法第19条第1項第2号に該当するものとして法第20条第1項の認定を受けた満3歳以上の小学校就学前子どもをいう。）及び3号認定子ども（法第19条第1項第3号に該当するものとして法第20条第1項の認定を受けた満3歳未満の小学校就学前子どもをいう。）に係る休業日

ア 日曜日

イ 都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号）に規定する休日

(入園資格)

第8条 認定こども園に入園できる者は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとする。

(入園手続)

第9条 認定こども園に入園を希望する子ども（以下「入園希望児」という。）の保護者は、規則で定めるところにより入園手続を行い、市長の許可を受けなければならない。

(入園の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園希望児の入園を制限することができる。

- (1) 認定こども園の定員に達したとき。
- (2) 入園希望児が身体虚弱のため集団生活に堪えられないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

(保育料)

第11条 第9条の許可を受けた保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、法第27条第3項第2号の当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定めた額とする。

3 保護者は、前項に定める額（法第27条第5項の規定により認定こども園が市から教育・保育に要した費用の支払を受ける場合は、前項に定める額から当該支払を受ける額を控除して得た額）を第14条に定める納付期限までに納入しなければならない。

4 第1項に規定する保護者が本市以外の市町村から法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けている場合における第1項の保育料の額は、第2項の規定にかかわらず、当該市町村が定める当該保護者の保育料相当額とする。

(食事の提供に要する費用)

第12条 保護者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ、ロ又はハに掲げるものを除き、食事の提供に要する費用（以下「食材料費」という。）を負担しなければならない。

2 前項の食材料費の額は、規則で定める額とする。

(特別保育)

第13条 市長は、認定こども園において地域子ども・子育て支援事業（以下「特別

保育」という。)を行うことができる。

2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 延長保育事業 保護者の就労等の事情により、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する時間を超えて保育を行うことをいう。

(2) 一時預かり事業 法第59条第10号に規定する事業で、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に入所若しくは在籍していない子ども（以下「非在園児」という。）に対し、一時的に預かること又は認定こども園に在籍する1号認定子どもに対し、教育標準時間（1号認定子どもの教育課程に係る教育時間をいう。）の前後、土曜日、長期休業日（第7条第1号ウからカまでに掲げる日をいう。以下同じ。）等に保育を行うことをいう。

3 前項各号に掲げる特別保育の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、利用を申し込まなければならない。

4 第2項各号に掲げる特別保育を利用した保護者は、当該特別保育の実施に係る保育料（以下「特別保育料」という。）を納付しなければならない。

5 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。

特別保育の区分	単位	区分		特別保育料
延長保育事業	子ども1人 当たり	保育標準時間	午後6時30分以降	1日200円
		保育短時間	午後6時30分まで	1日200円
			午後6時30分以降	1回200円
一時預かり事業	非在園児1 人当たり	午後6時30分まで		1日1,500円
	非在園児以 外の子ども 1人当たり	午後6時30分 まで	月曜日から金曜日 まで	1日200円
			土曜日又は長期休 業日	1日400円
		午後6時30分以降の利用		1回200円

(保育料等の納付期限)

第14条 保育料、食材料費、特別保育料（以下「保育料等」という。）の納付期限は、次の各号に掲げる保育料等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が都城市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(1) 保育料 毎月末日。ただし、12月にあつては、25日とする。

(2) 食材料費 毎月末日。ただし、12月にあつては、25日とする。

(3) 延長保育料 延長保育を実施した日の翌日

(4) 一時預かり保育料

ア 非在園児 一時預かりを実施した日の翌日

イ ア以外の者 一時預かりを実施した月の翌月の末日。ただし、12月にあつては、25日とする。

(保育料等の減免)

第15条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第4項の規定にかかわらず、保育料等の一部を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害その他やむを得ない理由により所得に著しい変動が生じたとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、長期入院等の理由により連続して2週間以上認定こども園へ登園しないことが明らかであつて、かつ、認定こども園があらかじめ当該子どもの利用しない日を把握し配食準備に計画的に反映することが可能である場合に限り、保護者の申請により、当該食材料費を減額し、又は免除することができる。

3 前2項に規定する減免に係る手続は、規則で定める。

(保育料等の還付)

第16条 既に納入した保育料等は、還付しない。ただし、市長が還付することを適当と認めた場合は、この限りでない。

(退園)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園している子ども（以下「入園児」という。）を退園させることができる。

- (1) 第8条に該当しなくなったとき。
- (2) 第10条第2号に該当するに至ったとき。
- (3) 入園児又は当該入園児の保護者が管理上必要な指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の認定こども園に係る入園の許可、保育料等の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日の前日までに、都城市保育所条例（平成18年条例第113号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 4 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号の表中

「

保育所嘱託医	年額118,000円	同上
保育所嘱託歯科医	年額59,000円	同上

」

を「

保育所嘱託医	年額118,000円	同上
認定こども園嘱託医	年額118,000円	同上
保育所嘱託歯科医	年額59,000円	同上
認定こども園嘱託歯科医	年額59,000円	同上

」

に改める。

(都城市保育所条例の一部改正)

5 都城市保育所条例の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を第3号とする。

第6条第1項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第7条第1項中「特別保育」を「地域子ども・子育て支援事業（以下「特別保育」という。）に改め、同条第2項中「延長保育」を「延長保育事業」に、「一時保育」を「一時預かり事業」に改め、同条第4項の表を次のように改める。

特別保育の区分	単位	区分		特別保育料
延長保育事業	乳幼児等1人当たり	保育標準時間	午後6時30分以降	1日200円
		保育短時間	午後6時30分まで	1日200円
			午後6時30分以降	1回200円
一時預かり事業	非在園児1人当たり	午後6時30分まで		1日1,500円

第8条第2項中「一時保育」を「一時預かり事業」に改める。

別表中都城市有水保育所の項を削る。

(都城市保育・児童館条例の一部改正)

6 都城市保育・児童館条例(平成18年条例第116号)の一部を次のように改正する。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号中「前3号」を「前2号」

に改め、同号を第3号とする。

第7条第1項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第8条第1項中「特別保育」を「地域子ども・子育て支援事業（以下「特別保育」という。）」に改め、同条第2項中「延長保育」を「延長保育事業」に、「一時保育」を「一時預かり事業」に改め、同条第4項の表を次のように改める。

特別保育の区分	単位	区分		特別保育料
延長保育事業	乳幼児等1人当たり	保育標準時間	午後6時30分以降	1日200円
		保育短時間	午後6時30分まで	1日200円
			午後6時30分以降	1回200円
一時預かり事業	非在園児1人当たり	午後6時30分まで		1日1,500円

第9条第2項中「一時保育」を「一時預かり事業」に改める。

（都城市立幼稚園条例の一部改正）

7 都城市立幼稚園条例（平成18年条例第266号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「次表」を「次の表」に改め、同条の表中都城市立有水幼稚園の項を削る。

第4条本文中「次表」を「次の表」に改め、同条の表中都城市立有水幼稚園の項を削る。

第7条第1項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市認定こども園条例		
制定改廃区分	☒ 新規制定 ☐ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の 目的・背景	有水地区の小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するに当たり、有水幼稚園と有水保育所を統合し、認定こども園を設置するため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 設置目的 (第 1 条) (2) 用語の定義 (第 2 条) (3) 施設の名称、位置、定員等の施設に関する事項 (第 3 条～第 7 条) (4) 入園に関する事項 (第 8 条～第 10 条) (5) 費用に関する事項 (第 11 条～第 16 条) (6) 退園に関する事項 (第 17 条) (7) 規則への委任規定 (第 18 条) (8) 本条例の制定に伴う関連条例の改正 (附則)		
関係する法令 及びその条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成 26 年内閣府令第 39 号) 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例 (平成 18 年宮崎県条例第 57 号)		
制定改廃を要する 関係条例等	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例 (平成 18 年条例第 49 号) 都城市保育所条例 (平成 18 年条例第 113 号) 都城市保育・児童館条例 (平成 18 年条例第 116 号) 都城市立幼稚園条例 (平成 18 年条例第 266 号)		
備考			

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和3年10月1日付け都財第220号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市道路占用料条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表1]のとおり制定することが適当である。
- 2 都城市手数料条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表2]のとおり制定することが適当である。
- 3 都城市都市公園条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表3]のとおり制定することが適当である。
- 4 都城市認定こども園条例の制定及び都城市保育所条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表4]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長 西 川 英 男
委 員 蓑 原 行 満
上 原 誠 史
横 山 幸 子
長 友 佳奈美

【別表 1】

都城市道路占用料条例

別表（第 2 条関係）

占 用 物 件				単 位	占用料（円）
法第32条 第 1 項第 3 号に掲 げる施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3
			その他のもの		11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	900
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	560
			地下に設けるもの		340
	その他のもの				1, 100

〔別表 2〕

都城市手数料条例

別表第 1（第 2 条関係）

種類	区分	単位	金額	備考
44 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書（以下「確認書」という。）又はその写しの提出がある場合	建築物 1 棟の認定申請に係る新築住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数 ア 1 戸のとき。13,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。23,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。36,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。60,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。95,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。145,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。245,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。310,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。352,000 円	(略)
		建築物 1 棟の認定申請に係る長期使用構造等とするための増築又は改築を行う住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1 戸のとき。19,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。33,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。53,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。88,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。141,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。215,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。364,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。461,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。523,000 円	

〔別表 3〕

都城市都市公園条例

別表第 1（第 7 条、第 21 条関係）

8 高崎総合公園の施設を利用する場合

（6） たちばな天文台等

区分				単位	基礎額	単位当たりの 使用料の額
温 水 プ ー ル	プー ル	個 人 利 用	中学生以上	1 回	390 円	同上
			小学生	同上	195 円	同上
		専 用 利 用	一部（1 コース当たり）	1 時間	400 円	同上
			全面	同上	3,000 円	同上
	ト レ ー ニ ン グ 室		高校生以下	1 回	100 円	同上
			大人	同上	150 円	同上
	研 修 室		室利用	1 時間	300 円	同上
			冷暖房設備	同上	150 円	同上

備考

- 1 （略）
- 2 プールの「専用利用」とは、コースを独占的に使用する場合をいう。
- 3 プールの専用利用は、5 人以上の団体に限る。

〔別表 4〕

都城市認定こども園条例

第 13 条第 5 項の表に掲げる特別保育料の額

特別保育の区分	単位	区分		利用料金
延長保育事業	子ども 1 人当たり	保 育 標 準 時間	午後 6 時 30 分以降	1 日 200 円
		保 育 短 時 間	午後 6 時 30 分まで	1 日 200 円
			午後 6 時 30 分以降	1 回 200 円
一時預かり事業	非在園児 1 人当たり	午後 6 時 30 分まで		1 日 1,500 円
	子ども 1 人当たり	午後 6 時 30 分まで	月曜日から金曜日	1 日 200 円
			土曜日又は長期休業日	1 日 400 円
			午後 6 時 30 分以降の利用	

都城市保育所条例

第 7 条第 4 項の表に掲げる特別保育料の額

特別保育の区分	単位	区分		利用料金
延長保育事業	子ども 1 人当たり	保 育 標 準 時 間	午後 6 時 30 分以降	1 日 200 円
		保 育 短 時 時 間	午後 6 時 30 分まで	1 日 200 円
			午後 6 時 30 分以降	1 回 200 円
一時預かり事業	非在園児 1 人当たり	午後 6 時 30 分まで		1 日 1,500 円

議案第 1 2 5 号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
種類	区分	単位	金額	備考		種類	区分	単位	金額	備考	
(略)						(略)					
44 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	ア 1 戸のとき。 <u>7,000円</u>	(略)		44 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	(略)	ア 1 戸のとき。 <u>13,000円</u>	(略)	
			イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。						イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。		
			<u>13,000円</u>						<u>23,000円</u>		
			ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。						ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。		
			<u>23,000円</u>						<u>36,000円</u>		
			エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。						エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。		
			<u>34,000円</u>						<u>60,000円</u>		
			オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。						オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。		
			<u>63,000円</u>						<u>95,000円</u>		
			カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。						カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。		

	登録住宅性能 評価機関によ り交付された 住宅性能評価 書の提出があ る場合	のとき。 <u>86,000円</u> カ 50戸を超え100戸以下のとき。 <u>147,000円</u> キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>243,000円</u> ク 200戸を超え300戸以下のとき。 <u>298,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。 <u>318,000円</u> ア 1戸のとき。 <u>15,000円</u> イ 1戸を超え5戸以下のとき。 <u>47,000円</u> ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 <u>76,000円</u> エ 10戸を超え
--	---	---

付された住 宅性能評価 書の提出が ない場合	(略)	ウ 5 戸を超え10戸以下のとき。 <u>194,000円</u>	ウ 5 戸を超え10戸以下のとき。 <u>178,000円</u>
		エ 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>384,000円</u>	エ 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>352,000円</u>
		オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>688,000円</u>	オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>630,000円</u>
		カ 50戸を超え100戸以下のとき。 <u>1,182,000円</u>	カ 50戸を超え100戸以下のとき。 <u>1,084,000円</u>
		キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>2,189,000円</u>	キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>2,006,000円</u>
		ク 200戸を超え300戸以下のとき。 <u>3,129,000円</u>	ク 200戸を超え300戸以下のとき。 <u>2,870,000円</u>
		ケ 300戸を超えるとき。 <u>3,835,000円</u>	ケ 300戸を超えるとき。 <u>3,518,000円</u>
		ア 1 戸のと	ア 1 戸のと
		(略)	(略)

き。72,000円	
イ	1戸を超え5戸以下のとき。
<u>169,000円</u>	
ウ	5戸を超え10戸以下のとき。
<u>271,000円</u>	
エ	10戸を超え25戸以下のとき。
<u>537,000円</u>	
オ	25戸を超え50戸以下のとき。
<u>961,000円</u>	
カ	50戸を超え100戸以下のとき。
<u>1,653,000円</u>	
キ	100戸を超え200戸以下のとき。
<u>3,060,000円</u>	
ク	200戸を超え300戸以下のとき。

き。71,000円	
イ	1戸を超え5戸以下のとき。
<u>166,000円</u>	
ウ	5戸を超え10戸以下のとき。
<u>264,000円</u>	
エ	10戸を超え25戸以下のとき。
<u>522,000円</u>	
オ	25戸を超え50戸以下のとき。
<u>936,000円</u>	
カ	50戸を超え100戸以下のとき。
<u>1,611,000円</u>	
キ	100戸を超え200戸以下のとき。
<u>2,982,000円</u>	
ク	200戸を超え300戸以下のとき。

57

	登録住宅性能 評価機関によ り交付された 住宅性能評価 書の提出があ る場合	(略)	ア 1 戸のと き。15,000円 イ 1 戸を超 え5 戸以下 のとき。 47,000円 ウ 5 戸を超 え10戸以下 のとき。 76,000円 エ 10戸を超 え25戸以下 のとき。 145,000円 オ 25戸を超
のとき。 147,000円 キ 100戸を超 え200戸以下 のとき。 243,000円 ク 200戸を超 え300戸以下 のとき。 298,000円 ケ 300戸を超 えるとき。 318,000円			

60

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅計画等が事前審査適合計画である場合)又は登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合を除く。)の申請に対する審査の加算額	(略)	イ 1戸を超え5戸以下のとき 11,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 16,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 32,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 44,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 55,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 99,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。
---	-----	--

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5号又は第6号に掲げる基準に係る変更がある場合の申請に対する審査の加算額	(略)	イ 1戸を超え5戸以下のとき 10,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 14,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 29,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 39,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 48,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 87,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。
---	-----	--

	<u>116,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。 <u>145,000円</u>
(略)	ア (略) イ 1戸を超え5戸以下のとき。 <u>14,000円</u> ウ (略) エ 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>43,000円</u> オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>57,000円</u> カ 50戸を超え100戸以下のとき。 <u>72,000円</u> キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>129,000円</u> ク 200戸を超え300戸以下

	<u>131,000円</u> ケ 300戸を超えるとき。 <u>164,000円</u>
(略)	ア (略) イ 1戸を超え5戸以下のとき。 <u>15,000円</u> ウ (略) エ 10戸を超え25戸以下のとき。 <u>45,000円</u> オ 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>60,000円</u> カ 50戸を超え100戸以下のとき。 <u>75,000円</u> キ 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>134,000円</u> ク 200戸を超え300戸以下

				のとき。 179,000円 ケ 300戸を超 えるとき。 224,000円
46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に 第9条第1項に掲げた る譲受人の申請に 対する審査	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に 第9条第1項に掲げる る譲受人又は第3項 の規定に係る変更 認定申請した場合の 審査	申請に係る住宅1戸につき		
47 長期優良住宅の建築等認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	(略)	申請に係る住宅1戸につき		7,000円
(略)				
53 変更後の建築物のエネルギー消費性能確保計画	(略)	(略)	(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げ

				のとき。 172,000円 ケ 300戸を超 えるとき。 215,000円
46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に 第9条第1項に掲げる る譲受人の申請に 対する審査	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に 第9条第1項に掲げる る譲受人又は第3項 の規定に係る変更 認定申請した場合の 審査	申請に係る住宅1戸につき		6,000円
47 長期優良住宅の建築等認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	(略)	申請に係る住宅1戸につき		6,000円
(略)				
53 変更後の建築物のエネルギー消費性能確保計画	(略)	(略)	(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げ

画面適合性判定手数料	る金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ<u>48</u>の項に掲げる金額と同一の金額	る金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ<u>52</u>の項に掲げる金額と同一の金額
画面適合性判定手数料	(略)	(略) 当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ<u>52</u>の

[illegible]

	当 該 合 計 の 区 分 に 応 じ 48 の 項 に 掲 げ る 金 額 と 同 一 の 金 額 (略)	当 該 合 計 の 区 分 に 応 じ 48 の 項 に 掲 げ る 金 額	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に應じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合 当該床面積の合計の区分に應じ48の項に掲げる金額と同一の金額	当 該 合 計 の 区 分 に 応 じ 48 の 項 に 掲 げ る 金 額 と 同 一 の 金 額	(略)
	(略)		当初判定部分の床面積の合計の区分に應じ、48の項に掲		

(5) 施行日前に交付を受けた住宅性能評価書をもって行う申請に対する審査に係る手数料

議案第 125 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 建築対策課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 2 月 20 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、長期優良住宅認定の審査に係る手数料を改定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 の新設による改正等 民間の登録性能評価機関の審査項目と都城市が行う審査項目の変更に応じて、区分等の表記、手数料等を変更。 (2) 項ずれの修正		
関係する法令 及びその条項	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 1 2 6 号

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
(都城市道路占用料条例の一部を改正する条例)

第1条 都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(占用料の納期)		(占用料の徴収方法等)	
第5条 占用料は、許可の際徴収する。 <u>ただし、許可の際徴収し難いもの又は別に定めのあるものは、この限りでない。</u>	第2条 占用期間が翌会計年度以降にわたる場合には、初年度分は許可の際、次年度以降の分は当該年度分をその年度の初めに徴収する。 別表（第2条関係）	第5条 占用料は、許可の際に発する納入通知書により徴収する。	第2条 占用期間が翌会計年度以降にわたる場合には、初年度分は許可を行つた年度中に、次年度以降の分は当該年度分をその年度の初めに徴収する。 別表（第2条関係）
第32条 第1種電柱		法第32条 第1種電柱	
第1項 第2種電柱		第1項 第2種電柱	
1号に掲げる工作物		1号に掲げる工作物	
第1種電話柱		第1種電話柱	
第2種電話柱	第2種電話柱 第3種電話柱 電柱又は電話柱以外の柱類 (略)	第2種電話柱	第2種電話柱 第3種電話柱 電柱又は電話柱以外の柱類 (略)
第3種電話柱		第3種電話柱	
電柱又は電話柱以外の柱類		電柱又は電話柱以外の柱類	
(略)		(略)	
地下電線その他地下に設ける線類		地下電線その他地下に設ける線類	
路上に設ける変圧器	(略)	路上に設ける変圧器	(略)
地下に設ける変圧器		地下に設ける変圧器	
変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所		変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	
法第32条 第1種電柱	650	法第32条 第1種電柱	630
第1項 第2種電柱	1,000	第1項 第2種電柱	970
1号に掲げる工作物	1,400	1号に掲げる工作物	1,300
第1種電話柱	580	第1種電話柱	560
第2種電話柱	930	第2種電話柱	900
第3種電話柱	1,300	第3種電話柱	1,200
電柱又は電話柱以外の柱類	58	電柱又は電話柱以外の柱類	56
(略)		(略)	
地下電線その他地下に設ける線類	4	地下電線その他地下に設ける線類	3
路上に設ける変圧器	570	路上に設ける変圧器	550
地下に設ける変圧器	350	地下に設ける変圧器	340
変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1,170	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1,100

郵便差出箱 (略)		490
その他のもの		(略)
法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	1,170
第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	25
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	53
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	105
(略)		
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		350
外径が1メートル以上のもの		700

郵便差出箱 (略)		470
その他のもの		(略)
法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	1,100
第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	24
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	100
(略)		
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340
外径が1メートル以上のもの		680
法第32条	法第2条第2項第5号に規定する自動運	3
第1項第3号に掲げる施設	行装置による検知の 対象として設置する 導線その他の線類	
	その他のもの	11
	道路の構造又は交通の状況を表 示する標示柱その他の柱類	900
		つき1 年

第7条第1号に掲げる物件			
令第7条第2号に掲げる工作物	(略)	1,170	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	(略)	117	
令第7条第8号に掲げる施設	(略)		
第8号に上空に設けるもの	(略)	Aに0.024を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	(略)		
第9号にその他のもの	(略)	Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車場	建築物	(略)	
	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建	(略)		

第7条第1号に掲げる物件			
令第7条第2号に掲げる工作物	(略)	1,100	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	(略)	110	
令第7条第8号に掲げる施設	(略)		
第8号に上空に設けるもの	(略)	Aに0.023を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	(略)		
第9号にその他のもの	(略)	Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車場	建築物	(略)	
	その他のもの	Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建	(略)		

建築物	上空に設けるもの	(略)	Aに0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.034 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		(略)	Aに0.034 を乗じて 得た額
備考	1～4 (略)		
建築物	上空に設けるもの	(略)	Aに0.023 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		(略)	Aに0.033 を乗じて 得た額
備考	1～4 (略)		

(都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 都城市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第8条関係）				別表第1（第8条関係）			
種類	単位	金額（円）		種類	単位	金額（円）	
第1種電柱	(略)	<u>650</u>		第1種電柱	(略)	<u>630</u>	
第2種電柱		<u>1,000</u>		第2種電柱		<u>970</u>	
第3種電柱		<u>1,400</u>		第3種電柱		<u>1,300</u>	
第1種電話柱		<u>580</u>		第1種電話柱		<u>560</u>	
第2種電話柱		<u>930</u>		第2種電話柱		<u>900</u>	
第3種電話柱		<u>1,300</u>		第3種電話柱		<u>1,200</u>	
電柱又は電話柱以外の柱類		<u>58</u>		電柱又は電話柱以外の柱類		<u>56</u>	
公衆電話所		<u>1,170</u>		公衆電話所		<u>1,100</u>	
(略)				(略)			

道路及び通路橋	(略)	1,170	道路及び通路橋	(略)	1,100
(略)			(略)		
送電塔	(略)	1,170	送電塔	(略)	1,100
(略)			(略)		
備考			備考		
1 ～ 5 (略)			1 ～ 5 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の都市道路占用料条例の規定による道路及び都市法定外公共物の管理に関する条例の規定による法定外公共物に係る占用の許可、占用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 維持管理課】

条例名	都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	九州統一の単価の改定を受けて改正された宮崎県の道路占用料徴収条例に準じ、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 都城市道路占用料条例の一部改正 (第 1 条) ・ 占用料の徴収方法の明記 占用料は納入通知書により徴収をしているため、その旨を明記するもの。 ・ 占用料の額の変更 別表の占用料の額を、宮崎県の道路占用料徴収条例に規定する額に準じて変更。 (2) 都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正 (第 2 条) ・ 占用料の額の変更 別表第 1 の占用料の額を、都城市道路占用料条例別表の改正後の額に準じて変更。		
関係する法令 及びその条項	道路占用料徴収条例 (昭和 43 年宮崎県条例第 3 号)		
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			

議案第 1 2 7 号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第7条、第21条関係） 8 高崎総合公園の施設を利用する場合 （6） たちばな天文台等					別表第1（第7条、第21条関係） 8 高崎総合公園の施設を利用する場合 （6） たちばな天文台等				
区分		単位	基礎額	単位当たりの 使用料の額	区分		単位	基礎額	単位当たりの 使用料の額
(略)					(略)				
温水プ ール	一般利用	1回	770円	同上	温水プ ール棟	個人 利用	小学生	1回	195円
						利用	中学生以上	同上	390円
						専用	一部（1コー ス当たり）	1時間	400円
						利用	全面	同上	3,000円
	観覧	同上	290円	同上		トレーニング 室	高校生以下	1回	100円
(略)					(略)				
備考（略）					備考				
					1 （略）				
					2 プールの「専用利用」とは、コースを独占的に使用する 場合をいう。				
					3 プールの専用利用は、5人以上の団体に限る。				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の高崎総合公園に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前に行っても行うことができる。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 みやこんじょ PR 課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	高崎総合公園の温水プール棟の使用料について、施設区分を明確にするとともに、使用料を再設定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 使用料区分の明確化及び使用料の再設定（別表第 1） 温水プール棟内にある施設（プール、トレーニング室及び研修室）を区分し、それぞれについて、近傍同種の施設を参考に使用料を再設定。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 128 号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例

都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（使用料等の減免等） 第21条 （略） <u>2</u> （略） <u>3</u> （略） <u>4</u> 市長は、第1項及び第2項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料若しくは占用料を減額し、又は免除することができる。	（使用料等の減免等） 第21条 （略） <u>2</u> 別表第2第4号に掲げる施設のうち、活性化センター（宿泊料金、食事料金、洗濯機及び乾燥機に係る使用料を除く。）の利用に關し、市が公用で利用するときは、使用料を徴収しない。 <u>3</u> （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> 市長は、第1項から第3項までに定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料若しくは占用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（都城市大島畠田遺跡歴史公園条例の一部改正）
- 2 都城市大島畠田遺跡歴史公園条例（平成29年条例第12号）の一部を次のように改正する。
第11条第3項中「第21条第2項から第4項まで」を「第21条第3項から第5項まで」に改める。

議案第 128 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所 産業建設課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	一堂ヶ丘公園活性化センターを市が公用で利用する場合の使用料の取扱いについて、他の類似施設と同様とするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	(1) 都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正 (第 21 条) 一堂ヶ丘公園活性化センターを市が公用で利用する場合の取扱いについて、使用料を徴収しないこととする規定を追加。 (2) 本改正に伴う他条例の改正 (附則による改正) 本改正に伴い、都城市大島畠田遺跡歴史公園条例第 11 条第 3 項の本条項番号の引用項番号にずれが生じるため、併せて改正。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	都城市大島畠田遺跡歴史公園条例 (平成 29 年条例第 12 号)		
備考			

議案第 1 3 7 号

議決事項の変更について

令和 2 年 1 2 月 1 6 日に議決された議案第 1 4 8 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 1 7 2, 5 0 6, 5 0 0 円

議案第148号

工事請負契約の締結について

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）処分場建設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）処分場建設工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1,097,470,000円 |
| 4 契約の相手方 | 吉原・丸昭・徳満 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市中原町32街区1号
吉原建設株式会社 |

1 変更理由

追加の試掘及び土質調査により地盤改良の深さが2.0メートルから5.0メートル程度必要であることが判明し、当初の地盤改良工法を変更するため、費用を増額するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
造成工	地盤改良工法の変更	54,277,005
付帯工	残土処理工の追加	41,449,412
撤去工	数量変更	9,829
遮水工	数量変更	－9,321,611
浸出水集排水工	数量変更	－8,951,975
雨水集排水工	数量変更	－2,940,677
地下水集排水工	数量変更	－2,411,401
共通仮設費		－15,382,467
現場管理費		4,451,266
一般管理費		7,035,619
合計（税抜）		68,215,000
消費税及び地方消費税額		6,821,500
合計		75,036,500

3 追加費用総計

75,036,500円

議案第138号

議決事項の変更について

令和3年3月19日に議決された議案第47号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和3年11月25日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 701,803,300円

議案第47号

工事請負契約の締結について

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

都城市長 池 田 宜 永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水調整池建設工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 785,928,000円 |
| 4 契約の相手方 | 真栄・南星・相葉 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町4824番地
真栄産業株式会社 |

1 変更理由

詳細な地質調査により工事箇所約1.5メートル下に強固な地盤があることが判明し、地盤改良で躯体の安全性を確保できるため、当初の基礎工法を変更すること、また試掘により仮設工で計画していた鋼矢板の仮締切を施工する必要がなくなったことに伴い、費用を減額するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
本体建設工	基礎工法の変更	－15,161,402
雨水集排水工	数量変更	6,809,850
モニタリング設備工	数量変更	－25,439
撤去工	数量変更	9,031
仮設工	鋼矢板による仮締切が不要	－59,998,760
付帯工	数量変更	16,340,032
共通仮設費		－12,012,415
現場管理費		－4,550,240
一般管理費		－7,887,657
合計（税抜）		－76,477,000
消費税及び地方消費税額		－7,647,700
削減費用総計		－84,124,700

3 削減費用総計

84,124,700円

議案第 139 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び都城市養護老人ホーム条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市高城養護老人ホーム友愛園
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人スマイリング・パーク
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 25 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市高城養護老人ホーム友愛園指定管理者候補者選定の概要

都城市高城養護老人ホーム友愛園の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和3年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人スマイリング・パーク

(2) 代表者名

理事長 山田 一久

(3) 所在地

都城市牟田町26街区16号

(4) 設立年月日

昭和45年5月20日

(5) 従業員数

375名

(6) 業務内容

◎第1種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営、養護老人ホームの指定管理経営、養護老人ホーム経営）

◎第2種社会福祉事業（老人短期入所施設事業の経営、幼保連携型認定こども園の経営、一時預かり事業の経営、保育所の経営、老人デイサービス事業の経営、老人居宅介護等事業の経営、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、小規模多機能型居宅介護事業の経営、生計困難者に対する相談支援事業、放課後児童健全育成事業の経営、病児・病後児保育の経営、小規模保育事業の経営、障害児通所支援事業の経営

2. 指定期間

令和4年4月1日 ～ 令和11年3月31日（7年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城養護老人ホーム友愛園 (都城市高城町石山4227番地)	敷地面積： 12,215 m ² 延床面積： 1,999.89 m ²

(2) 業務概要

本施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号の規定に基づき、おおむね65歳以上の者であって、環境上及び、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護し、又は虐待等により生命若しくは身体に危険が及んでいる者若しくはそのおそれのある者、介護者の疾病その他の理由により一時的に介護を受けられなくなった者等を短期間入所させ、養護することを目的とする。

また、入所した者（以下「入所者」という。）に対し、社会的活動に参加するための必要な指導及び訓練その他の援助を行い、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すとともに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により適切な処遇が提供できるよう、次に掲げる項目について行うものとする。

- ① 入所者の受託及び退所等に関すること。
- ② 入所者の養護・処遇及び日常生活の自立支援等に関すること。
- ③ 短期入所者の養護・処遇及び日常生活の自立支援等に関すること。
- ④ 施設及び設備等を良好な状態で維持管理するとともに、積極的に環境整備を行うこと。
- ⑤ 本施設は、長年にわたり地域住民やボランティア団体等の活動により、入所者や職員との良好な人間関係が培われ、地域に密着した施設としての実績が積み重ねられてきていることから、今後も同様に継続していくこととし、市内の小・中学校、高等学校等の学習活動の場として積極的に利用してもらうなど、地域社会に開かれた施設運営に努めること。
- ⑥ 施設における業務については、老人福祉法に基づき養護を必要とする入所者へのサービスという観点から、公正・中立なサービスに努めること。
- ⑦ 本施設の管理・運営のあり方等を含めて、その設置目的を最も効果的に達成できるよう都城市と密接に連絡を取るものとし、都城市からの指導には従うよう努めること。
- ⑧ その他、施設の管理運営上、都城市長が必要と認める事項。

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1 団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和3年6月3日	第1回選定委員会開催
令和3年6月14日～令和3年6月30日	募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）
令和3年7月5日	現地説明会
令和3年7月15日～令和3年7月30日	申請書類受付
令和3年8月16日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
令和3年8月19日	市長へ選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1 人
	税理士	1 人
	司法書士	1 人
	行政書士	1 人
	民生委員・児童委員	1 人
施設利用者代表		1 人

(3) 選定理由

令和3年8月16日に実施した都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で「社会福祉法人スマイリング・パーク」が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的も十分に理解しており、積極的に施設の維持補修を行うなど利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・入所時から個別に入念なケアプランを作成する取組がなされていることにより、入所者視点に立ったサービスの提供が可能であること。また、そのことにより入所者が自己肯定感を高める取組が期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・維持費等と収入の差額が適切であり、適正な管理運営が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・ブレスト会議の設置により、責任体制の明確化が図られていることや、企業全体及び友愛園においての財産分析は良好であり安定していると言えること。

「選定基準5 地域に貢献する取組が確保されていること」

- ・自治公民館に加入することで、地域住民との交流を図る取組を行っていることや、家族などの面会率を上げる工夫がみられること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・養護老人ホームの看護師の配置基準は1名から2名に増員するなど、新たな取組に対する提案がなされていること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行い物的・人的の能力に関する項目について重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・施設の設置目的に沿った提案であり、団体の財務状況についても適正であると判断した。
- ・管理者の変更に伴う入所者等への不安解消のための取組についても提案されており、安定的な運営が期待できる。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果	審査項目	一人当たり配点	審査内容
		社会福祉法人スマイリングパーク			
1. 市民の平等な利用が確保されること	90	68.2	管理運営方針等	11	市の管理方針を認識しているか。
					公の施設の設置目的を理解しているか。
					申請団体の経営理念や経営方針は適切か。
					環境に配慮した取組をしているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	204	165	平等利用	4	相談や苦情等の対応が提案されているか。
			入所者処遇の向上	14	利用者の自立度を維持向上させるための提案がされているか。
					施設内の事故防止についての提案があるか。
			サービス・利便性の維持向上	20	利用者の処遇に関する計画が適正に作成されているか。
					利用者サービスの向上について提案がされているか。
					教養娯楽や行事などの取組が提案されているか。
					利用者の家族との連携や交流機会の確保のための提案がされているか。
					健康管理及び保健衛生面に関する提案がされているか。
					利用者の生きがいづくり等の提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	48	36.6	経費配分	8	具体的な管理業務の効率化が提案されているか。
					収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力	150	121.4	物的能力	11	安定した運営が可能な団体の財務状況か。
					類似施設を良好に運営した実績があるか。

を有していること					個人情報保護、情報公開及び労働法令等十分認識しているか。
				1 4	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
					従事者の指導育成、研修体制の提案がされているか。
					災害時の対応、連絡体制等について提案がされているか。
5. 地域に貢献する取組が確保されていること	6 6	5 4		1 1	地域や家庭との交流の場に関する具体的な提案があるか。
6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	4 2	3 3. 6		7	地域貢献活動を行っているか。
合計	6 0 0	4 7 8. 8		1 0 0	施設内外に向けた新たな取組の提案や、地産地消など地域活性化に繋がる提案がされているか。
〈参考〉：提案金額（単位：千円）	1 1 5, 5 5 9 千円			(令和4年度)	

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

様式第5号

申請団体名 社会福祉法人スマイリング・パーク

希望する施設名 都城市高城養護老人ホーム友愛園

主 要 業 務 実 績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
令和2	指定管理業務(都城市高城養護老人ホーム友愛園)	養護老人ホームの管理運営・ 都城市	115,566,225
令和2	指定管理業務(都城市山田養護老人ホーム霧峰園)	養護老人ホームの管理運営・ 都城市	110,146,537
令和2	指定管理業務(高城児童館)	児童館の管理運営・都城市	4,521,000
令和2	都城市食の自立支援事業(特別養護老人ホームほほえみの園)	配食サービス・都城市	9,395,734
令和元	指定管理業務(都城市高城養護老人ホーム友愛園)	養護老人ホームの管理運営・ 都城市	119,001,370
令和元	指定管理業務(都城市山田養護老人ホーム霧峰園)	養護老人ホームの管理運営・ 都城市	108,007,285
令和元	都城市食の自立支援事業(特別養護老人ホームほほえみの園)	配食サービス・都城市	8,928,171
平成30	指定管理業務(都城市高城養護老人ホーム友愛園)	養護老人ホームの管理運営・ 都城市	113,484,544
平成30	指定管理業務(都城市山田養護老人ホーム霧峰園)	養護老人ホームの管理運営・ 都城市	97,759,531

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

社会福祉事業区分 事業活動計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
サービス活動増減の部	介護保険事業収益	[714,331,702]	[622,928,262]	[91,403,440]
	老人福祉事業収益	[352,350,784]	[348,019,945]	[4,330,839]
	児童福祉事業収益	[4,521,000]	[0]	[4,521,000]
	保育事業収益	[448,969,987]	[415,077,661]	[33,892,326]
	就労支援事業収益	[2,632,596]	[422,160]	[2,210,436]
	障害福祉サービス等事業収益	[74,452,558]	[43,045,270]	[31,407,288]
	医療事業収益	[21,476,314]	[15,207,172]	[6,269,142]
	その他事業収益	[6,155,060]	[2,129,706]	[4,025,354]
	経常経費寄附金収益	[50,000]	[77,450]	[△ 27,450]
	サービス活動収益計 (1)	1,624,940,001	1,446,907,626	178,032,375
	人件費	[1,045,645,952]	[904,499,533]	[141,146,419]
	事業費	[258,501,975]	[253,497,617]	[5,004,358]
	事務費	[134,834,194]	[115,629,759]	[19,204,435]
サービス活動増減の部	就労支援事業費用	[3,656,227]	[2,827,917]	[828,310]
	利用者負担軽減額	[2,847,774]	[2,644,584]	[203,190]
	減価償却費	[99,523,999]	[91,540,600]	[7,983,399]
	国庫補助金等特別積立金取崩額	[△ 38,917,606]	[△ 28,660,465]	[△ 10,257,141]
	サービス活動費用計 (2)	1,506,092,515	1,341,979,545	164,112,970
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	118,847,486	104,928,081	13,919,405
	受取利息配当金収益	[5,954]	[142,044]	[△ 136,090]
	その他のサービス活動外収益	[29,536,111]	[25,446,455]	[4,089,656]
	サービス活動外収益計 (4)	29,542,065	25,588,499	3,953,566
	支払利息	[6,366,929]	[6,872,980]	[△ 486,051]
	その他のサービス活動外費用	[16,751,649]	[15,226,540]	[1,525,109]
	サービス活動外費用計 (5)	23,138,578	22,099,520	1,039,058
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	6,403,487	3,488,979	2,914,508
経常増減差額 (7) = (3) + (6)		125,250,973	108,417,060	16,833,913
特別増減の部	施設整備等補助金収益	[27,723,000]	[39,535,000]	[△ 11,812,000]
	固定資産売却益	[1,478,430]	[0]	[1,478,430]
	前期損益修正益	[104,949]	[286,555]	[△ 181,606]
	特別収益計 (8)	29,306,379	39,821,555	△ 10,515,176
	国庫補助金等特別積立金積立額	[27,559,000]	[39,535,000]	[△ 11,976,000]
	前期損益修正損	[588,549]	[14,554,797]	[△ 13,966,248]
	特別費用計 (9)	28,147,549	54,089,797	△ 25,942,248
	特別増減差額 (10) = (8) - (9)	1,158,830	△ 14,268,242	15,427,072
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)		126,409,803	94,148,818	32,260,985
繰越	前期繰越活動増減差額 (12)	638,771,478	499,522,660	139,248,818
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	765,181,281	593,671,478	171,509,803

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
活動増減差額の部	基本金取崩額(14)	[0]	[0]	[0]
	その他の積立金取崩額(15)	[0]	[45,100,000]	[△ 45,100,000]
	その他の積立金積立額(16)	[0]	[0]	[0]
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)	765,181,281	638,771,478	126,409,803

社会福祉事業区分 貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	487,436,004	409,330,338	77,905,646	流動負債	179,308,694	246,813,714	△ 67,505,020
現金預金	334,860,742	212,607,536	122,253,206	事業未払金	55,782,639	56,988,967	△ 1,206,328
事業未収金	128,575,920	139,275,210	△ 10,700,190	その他の未払金	2,409,000	82,190,600	△ 79,771,000
未収金	1,726,971	1,598,119	128,852	1年以内返済予定設備資金借入金	62,210,000	60,120,600	2,090,000
未収補助金	16,949,000	51,564,103	△ 34,615,103	預り金	26,000	24,500	1,500
立替金	915,082	60,112	845,970	職員預り金	7,513,490	4,723,829	2,791,661
前払金	187,455	104,920	82,535	前受収益	30,000	0	30,000
前払費用	2,206,218	2,724,181	△ 517,963	仮受金	87,565	47,418	40,147
仮払金	2,015,516	1,587,177	428,339	異動引当金	51,248,000	42,729,000	8,519,000
固定資産	1,988,116,312	2,011,351,700	△ 23,238,388	固定負債	842,903,328	835,781,247	7,121,081
基本財産	1,072,207,277	1,115,392,399	△ 43,185,122	設備資金借入金	791,803,000	804,073,600	△ 12,270,000
土地	189,298,795	187,161,085	2,137,710	長期運営資金借入金	0	2,100,000	△ 2,100,000
建物	382,908,482	928,231,314	△ 545,322,832	リース債務	21,467,760	3,965,760	17,502,000
その他の固定資産	915,909,035	895,962,301	19,946,734	退職給付引当金	29,574,568	25,345,487	4,229,081
土地	36,788,681	37,788,581	△ 1,000,000	負債の部合計	1,022,214,022	1,082,597,961	△ 60,383,939
建物	614,141,242	629,672,733	△ 15,531,491	純 資 産 の 部			
建物付属設備	186,945	0	186,945	基本金	103,295,215	103,295,215	0
構築物	98,072,909	91,557,882	7,115,027	基本金	103,295,215	103,295,215	0
機械及び装置	453,217	0	453,217	国庫補助金等特別積立金	537,211,798	518,570,404	△ 11,358,606
車輛運搬具	1,373,138	2,624,964	△ 1,251,826	国庫補助金等特別積立金	537,211,798	518,570,404	△ 11,358,606
器具及び備品	61,733,646	53,256,224	8,477,422	その他の積立金	47,550,000	47,650,000	0
施設仮勘定	1,958,580	1,958,580	0	人件費積立金	11,000,000	11,000,000	0
有形リース資産	20,500,029	3,965,760	16,534,269	保育所施設・設備整備積立金	36,650,000	36,650,000	0
ソフトウェア	1,497,870	2,063,790	△ 565,920	次期繰越活動増減差額	765,181,281	638,771,178	126,409,803
退職給付引当資産	29,574,568	25,345,487	4,229,081	(うち当期活動増減差額)	126,409,803	94,149,818	32,260,985
保育所施設・設備整備積立資産	11,000,000	11,000,000	0				
保育所施設・設備整備積立資産	36,650,000	36,650,000	0				
長期前払費用	78,300	78,300	0	純資産の部合計	1,453,338,291	1,338,287,097	115,051,197
資産の部合計	2,475,552,316	2,420,682,038	54,667,258	負債及び純資産の部合計	2,475,552,316	2,420,682,038	54,667,258

財産目録

令和 3年 3月31日現在

社会福祉法人スマイリング・パーク

(単位 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	現金	—	運転資金	—	—	23,075
普通預金	宮崎銀行・鹿児島銀行	—	運転資金	—	—	329,897,071
定期預金	宮崎銀行	—	運転資金	—	—	5,000,000
事業未収金	—	—	介護報酬他	—	—	334,860,146
未収金	—	—	職員未収分	—	—	128,575,020
未収補助金	—	—	施設整備補助金他	—	—	1,736,971
立替金	—	—	利用者立替分他	—	—	16,949,000
前払金	—	—	協賛広告料金他	—	—	915,082
前払費用	—	—	火災保険料	—	—	187,455
仮払金	—	—	給食材料費出他	—	—	2,206,218
流動資産合計						2,015,516
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	11,000,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町386番1	—	第2種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	—	—	2,000,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町386番1	—	第2種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	—	—	85,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町386番1	—	第2種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	—	—	31,500,000
	(まると) 都城市野々美谷町2947-7	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	12,384,550
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	17,012,000
	(早稲・若葉(介護)) 都城市早稲町1866-40	—	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	—	—	84,122,449
	(高城) 都城市高城町桜木字弓場1489-1	—	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	—	—	18,535,516
	(まると) 都城市野々美谷町2947-7	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	12,659,280
建物	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	2002年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	947,579,470	456,813,232	490,766,218
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町386番1	2014年度	第2種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	143,505,482	37,827,138	105,678,344
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町515-1	2016年度	第2種社会福祉事業である6Hに使用している	162,698,375	30,300,929	132,397,446
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	1990年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	67,073,800	42,125,279	24,948,521
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	2016年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	63,290,609	8,045,754	55,244,855
	(山田) 都城市山田町中薬島2941-1	2019年度	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	78,009,222	4,136,124	73,873,098
基本財産合計						1,072,207,277
(2) その他の固定資産						
土地	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	151,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	424,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	1,100,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	14,122
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	40,830
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	4,711
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	7,529,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町515-1	—	第2種社会福祉事業である6Hに使用している	—	—	1,314,500
	(まると) 都城市野々美谷町2947-7	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	7,983,114
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	658,000
	(高城) 都城市高城町桜木字弓場1489-1	—	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	—	—	2,997,560
	(モジラ) 都城市若葉町63-4	—	第1種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	—	—	10,571,744
	(早稲・若葉(保育)) 都城市早稲町1866-40	—	第2種社会福祉事業である小規模保育に使用している	—	—	4,000,000
建物	(まると) 都城市野々美谷町2947-7	2016年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	3,307,000	1,377,916	1,929,084
	(まると) 都城市野々美谷町2947-7	1982年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	412,421,139	32,878,153	379,542,986
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	2009年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	2,887,500	2,144,203	743,297
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	2016年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	719,200	462,802	256,398
	(高城) 都城市高城町桜木字弓場1489-1	2019年度	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	71,409,200	7,467,436	63,941,764
	(早稲・若葉(介護)) 都城市早稲町1866-40	2018年度	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	86,817,181	12,054,909	74,762,272
	(早稲・若葉(保育)) 都城市早稲町1866-40	2018年度	第2種社会福祉事業である小規模保育に使用している	45,458,954	3,941,938	41,517,016
	(早稲・若葉(保育)) 都城市早稲町1939-2	2018年度	第2種社会福祉事業である放課後児童クラブに使用している	31,688,237	3,191,794	28,496,443
	(みきた) 北諸県郡三股町大字樺山3685	2019年度	第1種社会福祉事業である養護老人ホームに使用している	16,678,761	593,163	16,085,598
	(早稲・若葉(介護)) 都城市上長坂町5-1	2019年度	太陽光発電システム	1,825,200	242,203	1,582,997
	(本部) 都城市山田町中薬島2908-1	2021年度	技能実習生に使用している	640,440	49,088	591,352
	(本部) 都城市幸田町26-16	2021年度	法人本部に使用している	3,664,000	25,636	3,638,364
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	2021年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	2,409,000	5,219	2,403,781
建物付属設備	—	—	利用者が使用している	198,000	11,055	186,945
構築物	外構工事 他	—	利用者が使用している	153,655,614	54,982,705	98,672,909
機械及び装置	—	—	利用者が使用している	618,000	164,783	453,217
車輛運搬具	ラウム 他	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	15,052,902	13,679,764	1,373,138
器具及び備品	床走行リフト 他	—	利用者及び職員が使用している	151,680,266	89,946,620	61,733,646
建設仮勘定	—	—	追加工事等	—	—	1,958,580
有形リース資産	カーテンリース料	—	利用者及び職員が使用している	26,609,820	6,109,791	20,500,029
ソフトウェア	栄養アセスメントシステム 他	—	職員が使用している	—	—	1,497,870
退職給付引当資産	宮崎県社会福祉協議会	—	将来の退職に備えている	—	—	29,574,568
保有所属越積立資産	宮崎銀行他	—	将来のために積み立てている	—	—	11,000,000
保有所属越・設備整備積立資産	宮崎銀行他	—	将来のために積み立てている	—	—	36,600,000
長期前払費用	宮崎県社会福祉協議会	—	リサイクル券	—	—	78,300
その他の固定資産合計						915,909,035
固定資産合計						1,988,116,312
資産合計						2,475,551,720
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	給食費・社会保険料他	—	—	—	—	55,782,639
その他の未払金	下森建設他	—	—	—	—	2,408,000
1年以内返済予定設備資金借入金	宮崎銀行他	—	—	—	—	62,210,000
預り金	利用者	—	—	—	—	26,000
職員預り金	社会保険料	—	—	—	—	7,515,490
前受収益	—	—	—	—	—	30,000
仮受金	—	—	—	—	—	87,565
賞与引当金	夏季賞与当年度対象額	—	—	—	—	51,248,000
流動負債合計						179,308,694
2 固定負債						
設備資金借入金	宮崎銀行他	—	—	—	—	791,863,000
リース債務	カーテンリース料	—	—	—	—	21,467,760
退職給付引当金	宮崎県社会福祉協議会	—	—	—	—	29,574,568
固定負債合計						842,905,328
負債合計						1,022,214,022
差引純資産						1,453,337,698

事業計画書概要版

1 市民の平等な利用が確保されること。

(1) 管理運営方針等

○入所者の意思及び人格を尊重し、常に個々の立場に立ったサービスを提供できるように努める。

○入居者一人一人を中心として、地域との積極的な交流により地域との絆を取り戻し、家族との絆・役割等を断ち切ることなく「自宅になりえる場所」を提供する。

【参考】居室近くの3カ所のサロンにて、炊飯を行い、ご飯や味噌汁の炊きあがる匂いを感じてもらう等家庭的な雰囲気づくりを行っている。

○安心して住み慣れた地域に帰ることができるような支援も行う。

○地域（社会）の方々の幸せ（福祉）を追求し続ける。

○環境配慮は個人・団体を問わず、当然の責務であるため、今後も都城市環境基本計画を基本に取組むとともに国が推進しているSDGsについても法人全体で取り組んでいく。

(2) 平等利用

○意見投函箱を用意するだけでなく、雑談の中で要望として話しをするくらいの軽い気持ちで話せるような雰囲気を作る。

○問題になる前の早い段階でその芽を摘み取っておくため、チームでの共有理解に努める。

○第三者委員会を設置して、相談・苦情対応を行う。

2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(1) 入所者処遇の向上

○健康のための体調管理のため、設置基準の看護師1名体制から2名体制を取り、病状管理を行っていく。

○安全管理対策については、月1回の防災訓練、消防法に従った定期的な点検と、手すり・車椅子・福祉用具などの福祉設備の定期的な点検を行っていく。

○効果的な入所者の所在確認のために骨伝導式のインカムを利用しており、センサーは顎の骨に直接響く仕組みになっているため、入所者が生活を監視されている感覚にならないよう工夫している。

○地域の方々との交流により、地域一体で安全を守るシステムを構築する。

○何気ない言葉に耳を傾け、その方のニーズを把握し、個々の計画に反映させ職員間での統一した支援が継続できるようにする。

(2) サービス・利便性の維持向上

○「食」に関する嗜好調査を行い、いつでも食べたい時に食べられる環境、自由な入浴時間等の環境を整えていく。

○夏祭り、敬老会、新年会、在宅で生活されていた時に長年手作り、経験されて来られたきゅうり、ナス、ゴーヤの栽培や調理、ちまき、梅干し、こんにゃく、お餅作り等をする中で、自分のアレンジ方法やコツ等会話が弾み、まだまだ今でも出来るという気持ちを持てるような行事計画を行う。

○地域行事への参加、ボランティアや地域学校との交流等多種多様な行事やアクティビティの活動に取り組んでいく。

○家族の交流の場となるような場所の提供、個人情報に配慮しながら、フェイスブックでの情報配信、個人的な動画の配信サービス向上に努める。

○バイタル測定、入浴支援、体重、食事、排泄状況の把握。法人の感染症対策、県、市の状況を踏まえ「施設へ持ち込まない」を考えた行動対策を行う。

○自分が行った行為が感謝されることにより、生きがいに繋がるよう、洗濯物たたみ、テーブル拭き、自室前の草取り等、出来る範囲は自身で行っていただく。

【参考】お櫃からご飯をよそう、味噌汁を注ぐ、ランチョンマットを並べる等

3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること。

(1) 経費配分

○会計・労務ソフトを導入し、ネットワーク上で会計・労務請求・管理業務を本部と連動して効率化を図る。(人件費の抑制、支援時間の確保に繋がる)

○介護ソフトを導入し、スマートフォンからケアの度に都度記録ができるようにする。(記録時間の短縮)

○業務委託においては、3社以上の見積もりを行い、業者を決定し、経費節減を図る。

4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。

(1) 物的能力

○法人としては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービス、グループホーム等、複数の高齢者サービス施設を有しており、都城市内の養護老人ホーム2施設「たちばな荘」「友愛園」の指定管理者でもある。また、認定こども園等の運営も行なっている。

○情報公開については、宮崎県福祉サービス第3者評価を受ける努力をしていく。

(2) 人的能力

○個々に合わせた指導育成カリキュラムにて人材育成を行っていく。

○ホテルマリックスにおける接遇研修や様々な専門分野における外部講師による研修を行う。

○コロナ禍においては、オンライン研修(ZOOM)にて研修に参加していく。

○水・食糧の備蓄、発電機の補充等準備する。

○総合危機管理マニュアルを作成する。

5 地域に貢献する取り組みに関すること。

○公民館に入会し、地域住民の方々やボランティア団体等との交流、小・中・高等学校の学習活動異世代交流の場としての利用等、施設からも情報発信を行い、地域共生に向け開かれた施設にしていく。

6 その他施設内外に向けた新たな取組に関する提案や地元業者活用など地域活性化に繋がる提案等に関すること

○看護師の体制を2名とする。

○行き場のない方々の居場所、最期を迎えられる方の対応(環境整備含む)をしたい。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び都城市チャレンジショップ及び活性化広場条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市チャレンジショップ及び活性化広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
協同組合都城オーバルパティオ
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 25 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市チャレンジショップ及び活性化広場指定管理者候補者選定の概要

都城市チャレンジショップ及び活性化広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和 3 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

協同組合都城オーバルパティオ

(2) 代表者名

秋吉 清子

(3) 所在地

宮崎県都城市中町 13 街区 22 号

(4) 設立年月日

平成 10 年 4 月 3 日

(5) 従業員数

1 名

(6) 業務内容

商業施設「都城オーバルパティオ」の施設管理等

2. 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日（3 年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市チャレンジショップ及び活性化広場 (都城市 13 街区 11 の 2 号)	敷地面積：384.8 m ² 延床面積：97.14 m ² 等

(2) 業務概要

- ①新規開業者の経営のノウハウの取得や独立開業に向けた支援に関すること
- ②賑わい空間の創出に関すること
- ③施設の維持及び修繕に関すること

- ④その他施設等の管理及び運営に関すること
- ⑤業務報告

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1 団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和 3 年 6 月 8 日	第 1 回選定委員会開催
令和 3 年 6 月 1 4 日～令和 3 年 7 月 1 4 日	募集（広報都城 6 月号、市ホームページへの掲載）
令和 3 年 7 月 2 1 日～令和 3 年 8 月 6 日	申請書類受付
令和 3 年 8 月 1 9 日	第 2 回選定委員会開催、 書類審査・面接審査
令和 3 年 8 月 3 1 日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1 人
	税理士	1 人
	司法書士	1 人
	行政書士	1 人
	宮崎県職員	1 人
施設利用者代表		1 人

(3) 選定理由

令和 3 年 6 月 8 日及び令和 3 年 8 月 1 9 日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で協同組合都城オーバルパティオが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準 1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針、施設の設置目的を十分認識しており、これまでの管理実績も踏まえ市民が安定して平等に利用できる管理運営が期待できること。

「選定基準 2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・安価な利用料を設定しているほか、市や商工会議所など関係機関と連携して、

出店者への育成支援や利用の促進が図られており、チャレンジショップの価値を高めながら周辺の発展に寄与することが期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・定期的な保守点検を行うことで、軽微な修繕については申請団体が迅速に行えることや、清掃についても出店者と共に行うなど、経費節減の効果が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・指定管理者として適切に運営されている過去の実績から、経験豊富な人員配置と必要な人員体制が構築されており、安定的な管理運営が期待できること。
- ・中心市街地における賑わいの創出や出店者の経営支援や、出店者と丁寧な交流を行うことで、積極的で責任ある管理運営が期待できること。

「選定基準5 地域に貢献する取り組みが確保されていること」

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限される中、地域団体や地域住民とも交流を図り、中心市街地の一員としてまちづくりへの積極的な参加の意識が高く、また中心市街地内の関係機関が共催する事業への参画等を通し、中心市街地の一体的な賑わい創出に寄与していること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・団体との共同事業など、市民が楽しめる様々な自主事業が計画されており来街機会の創出が期待できること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・中心市街地内での活動実績や現状を踏まえた、具体的かつ現実的な提案であり更に、利用者が中心市街地に新規創業できるよう支援策について関係各所と連携が図れているか、について重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・チャレンジショップ出店者がより多くの経験を積めるようなサポート体制を作り、情報収集の方法や事務処理についても、収支計算と事業報告以上の努力が感じられる。
- ・賑わい創出のためのイベントを行う経験やノウハウを持っており、実施体制も整っている。

(5) 選定結果

別紙のとおり

【別紙 3 - 1】

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		協同組合	都城オーバルパティオ			
1. 市民の平等な利用が確保されること	84	63.8		管理運営方針等	14	市の管理方針を認識しているか
						公の施設の設置目的を理解しているか
						申請団体の経営モラルは適切か
						環境に配慮した取り組みをしているか
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	48	36		平等利用	8	利用申込等が平等な利用を確保する提案されているか
						相談や苦情等の対応が提案されているか
						住民ニーズに基づく利用者増に提案がされているか
						利用者増のための広報・PR 対策を提案しているか
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	48	56.8		利用の促進	13	関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか
						施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか
						施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか
						具体的な管理業務の効率化が提案されているか
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	42	30.4		サービス・利便性の維持向上	8	適正な経費配分の考え方について提案されているか
						安定した運営が可能な申請団体の財務状況か
						類似施設を良好に運営した実績があるか
						収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか
	108	75.4		経費配分	7	収支計画と事業計画の整合性は図られているか
						組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか
						利用者の経営者としての指導及び育成支援の提案がされているか
	48	39.2		物的能力	18	
	48			人的能力	8	

【別紙 3－1】

5. 地域に貢献する取り組みが確保されていること	48	42	地域貢献	8	都城市内に本社（本店）を有するか
6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	96	70.4	中心市街地活性化に寄与する事業の展開	16	中心市街地における賑わいを創出するための提案があるか
合計	600	443.4		100	施設利用者が中心市街地に新規創業できるよう支援策は十分か
〈参考〉：提案金額 (単位：千円)		1,120 千円	(令和 4 年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

様式 7 (主要業務実績)

申請団体名 協同組合都城オーバルパティオ

希望する施設名 都城市チャレンジショップ及び活性化広場

主 要 業 務 実 績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額 (円)
元年	都城市チャレンジショップ 及び活性化広場	業務概要：出店者の育成支援及び賑 わい創出業務及び施設の管理業務 発注者：都城市	1,032,000
2 年	都城市チャレンジショップ 及び活性化広場	業務概要：出店者の育成支援及び賑 わい創出業務及び施設の管理業務 発注者：都城市	1,050,000
3 年	都城市チャレンジショップ 及び活性化広場	業務概要：出店者の育成支援及び賑 わい創出業務及び施設の管理業務 発注者：都城市	1,050,000

(備考)

※ 過去 3 年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

損益計算書

令和 2年 4月 1日から

令和 3年 3月31日まで

協同組合都城オーバルパティオ

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 事業費		I 事業収入	
1 施設維持管理費	8,877,658	1 施設利用料収入	938,370
(1) 水道光熱費	301,143		
(2) 支払保険料	59,030	事業収入計	938,370
(3) 支払地代	7,060,585		
(4) 租税公課(固定資産税)	1,456,900	II 賦課金等収入	
		1 賦課金収入	1,800,000
2 駐車場運営費	885,258	2 差等割賦課金収入1	4,278,100
3 イルミネーション設置費	322,300	3 差等割賦課金収入2	1,129,294
事業費計	10,085,216	賦課金等収入計	7,207,394
II 一般管理費		III 事業外収入	
1 雑給	385,000	1 受託事業収入	1,693,701
2 事務委託費	275,000	2 受取利息	6
3 旅費交通費	36,360	3 雑収入	2,084,261
4 総会費	39,000	4 地代収入	965,000
5 会議費	40,935	5 補助金収入	508,000
6 交際接待費	2,905		
7 通信費	52,546	事業外収入計	5,250,968
8 事務用品費	64,248		
9 消耗品費	0		
10 支払手数料	18,619		
11 広告宣伝費	0		
12 減価償却費	615,713		
13 租税公課	13,700		
14 関係団体負担金	77,000		
15 雑費	214,249		
一般管理費計	1,835,275		
III 受託事業費	1,579,563		
IV 特別損失			
1 固定資産除却損	2		
特別損失計	2		
V 税等			
1 法人税等	71,000		
税等計	71,000		
VI 当期純損失金額	△ 174,324		
合計	13,396,732	合計	13,396,732

貸借対照表

令和3年3月31日現在

協同組合都城オーバルパティオ

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額(円)	科 目	金 額
(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 普通預金	602,722	1 未払金	154,653
2 建築未収金	10,800,000	2 未払法人税等	71,000
3 未収金	164,090	3 前受金	518,150
4 前払費用	39,600	4 預り金	5,961,120
		5 内金預り金	1,200,000
		流動負債計	7,904,923
流動資産計	11,606,412		
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産		1 長期借入金	12,289,000
(1) 建物	9,109,026	固定負債計	12,289,000
(2) 建物付属設備	195,909		
(3) 構築物	1,500,747	(三 純資産の部)	
有形固定資産計	10,805,682	III 組合員資本	
2 無形固定資産		1 出資金	3,850,000
(1) 電話加入権	76,440	IV 資本剰余金	
無形固定資産計	76,440	1 その他の資本剰余金	
3 外部出資その他の資産		(1) 出資金減少差益	397,200
(1) 外部出資金	141,100	V 利益剰余金	
外部出資その他の資産計	141,100	1 利益準備金	60,000
固定資産計	11,023,222	2 その他利益剰余金	
		(1) 特別積立金	60,000
		(2) 前期繰越損失金	△ 1,757,165
		(3) 当期純損失金	△ 174,324
		利益剰余金計	2,435,711
資産合計	22,629,634	負債及び純資産合計	22,629,634

財 産 目 録
令和 3年3月31日現在

協同組合都城オーバルパティオ

資 産 の 部				金額(円)
I 流動資産				
1 普通預金	宮崎銀行都城支店	No.264924	0	602,722
	宮崎太陽銀行都城支店	No1045388	482,567	
	宮崎太陽銀行都城支店	No1055626	954	
	宮崎太陽銀行都城支店	No1130180	8,931	
	宮崎太陽銀行都城支店	No1141204	10,622	
	宮崎太陽銀行都城支店	No1127864	99,648	
2 建築未収金	平成10年度中小企業高度化事業(組合分)			10,800,000
3 未収金	都城市チャレンジショップ(プラザ)運営受託収入		87,500	164,090
	新型コロナウイルス拡大防止利用料還付金		76,590	
4 前払費用	4月分地代			39,600
流動資産計				11,606,412
II 固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物	共同施設店舗		9,109,026	9,109,026
(2) 建物附属設備	軒先テント			195,909
(3) 構築物	モニュメント		172,654	1,500,747
	外灯		1	
	ストリート・オーバル広場		1	
	駐車場A		1	
	駐車場B 1		1	
	植栽		43,863	
	組合員棟裏空地(舗装路面)		1	
	組合員棟裏空地(コンクリート造)		827,287	
	組合員棟裏空地(フェンス・門扉)		214,611	
	南面(フェンス)		85,522	
	モニュメント照明灯		1	
	導入用看板		28,298	
	駐車場B 2		1	
	駐車場B 外灯		1	
	街路灯LED		128,504	
2 無形固定資産				
(1) 電話加入権	0986-45-1000			76,440
3 外部出資その他の資産				
(1) 外部出資金	中央会基金		10,000	141,100
	宮崎県火災共済(協)		1,100	
	宮崎県商工振興(協)		30,000	
	都城まちづくり(株)		100,000	
固定資産計				11,023,222
資産合計				22,629,634

負債の部			金額(円)
I 流動負債			
1 未払金	ソフトバンク電話料(3月分)	5,053	154,653
	NPK警備代(1～3月分)	31,350	
	キャンペーン	80,850	
	Kデザイン	37,400	
2 未払法人税等	当期の法人県、市民税		71,000
3 前受金	賦課金(4月分)4件分	395,900	518,150
	施設利用料(4月分)6件分	43,500	
	地代収入(4月分)1件分	78,750	
4 預り金	高度化資金償還分(員外)	4,640,600	5,961,120
	組合員預り金	1,320,520	
5 内金預り金	1件分		1,200,000
II 固定負債			
1 長期借入金	平成10年度中小企業高度化資金(組合分)	1,352,000	12,289,000
	平成11年度中小企業高度化資金(組合員分)	10,937,000	
負債合計			20,193,923
正味資産の部			金額(円)
I 正味資産			1,235,711

事業計画書概要版

申請団体 協同組合都城オーバルパティオ

希望する施設名 都城市チャレンジショップ及び活性化広場

(1) 市民の平等な利用に関すること
当組合はチャレンジショップと隣接している為効率的かつ経済的な管理運営が非常にやり易い環境にあります。都城市、都城商工会議所と連携を図り、新規創業者の支援業務に努め、相談や苦情等には都城市と連絡を取り迅速に対応します。また施設を良好な状態で維持し、利用者の利便性向上を図るとともに市民の皆様に自由に利用してもらえるよう努めます。
(2) 施設効用の発揮に関すること
当該施設の管理については、市条例及び規則、要綱を遵守の上努めます。また防犯を徹底すると共に、利用者のニーズに的確に対応し快適に利用できるようにします。出店者募集は各種媒体で積極的に行い、施設についても当組合と一体化し、より快適な空間を提供致します。また利用料も安く設定し、出店者が利用しやすい環境作りに努めます。
(3) 経済的な管理運営に関すること
運營業務は指定管理料と利用料金で行い、当組合の委託業者を共同で使うことで低価格に努めます。またトイレ、活性化広場は出店者が自主清掃する事で経費節減を行います。
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
現在までの実績を活かし、経験豊富な人材を専任者に配置のうえ施設の管理運営に努めます。出店者の育成指導は都城商工会議所と連携を図り対応し、当組合の朝礼・会議に参加頂き育成指導と交流を図ります。
(5) 地域に貢献する取り組みが確保されていること
本組合は本市にありまた、地域活性化に貢献する目的で設立致しました。これまで地元の方を含めIターン、Uターンで開業される方も積極的に受け入れ、賑わいの創出に貢献してきました。
(6) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること
中心市街地の賑わい創出のためにチャレンジショップと合同で定期的にイベントを開催致します。中心市街地の一員として、まちづくり事業に積極的に参加すると共に、公民館にも加入し、活動を通して地域住民の方々とも融合を図っております。
(7) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと
当組合は平成11年に新たな商業空間の創出と活性化を図るために設立し、現在では中心市街地の回遊拠点の一つとして地域から支持される商業施設に発展してきました。18年間指定管理業務を行うなかで、多数の独立開業者を輩出しております。

収支計画書

(収入)

区 分	金額 (円)
使用料	480,000
委託料 (都城市)	1,120,000
合計	1,600,000

(支出)

区 分	金額 (円)
一般管理費	50,000
施設管理費	1,483,600
育成・支援費	66,400
合計	1,600,000

議案第 1 4 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市山田元気な高齢者健康増進センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人スマイリング・パーク
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市山田元気な高齢者健康増進センター指定管理者候補者選定の概要

都城市山田元気な高齢者健康増進センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和 3 年 1 2 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人 スマイリング・パーク

(2) 代表者名

理事長 山田 一久

(3) 所在地

宮崎県都城市牟田町 2 6 街区 1 6 号

(4) 設立年月日

昭和 4 5 年 5 月 2 0 日

(5) 従業員数

3 7 5 名

(6) 業務内容

○第 1 種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営、養護老人ホームの指定管理経営、養護老人ホームの経営）

○第 2 種社会福祉事業（老人短期入所施設事業の経営、幼保連携型認定こども園の経営、一時預かり事業の経営、保育所の経営、老人デイサービス事業の経営、老人居宅介護等事業の経営、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、小規模多機能型居宅介護事業の経営、生計困難者に対する相談支援事業、放課後児童健全育成事業の経営、病児・病後児保育の経営、小規模保育事業の経営、障害児通所支援事業の経営）

2. 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日（5 年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市山田元気な高齢者健康増進センター (都城市山田町中霧島 1 9 1 2 番地)	敷地面積：2, 5 4 4. 0 0 m ² 延床面積：1 5 4. 2 9 m ²

(2) 業務概要

- ①都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例(令和3年条例第25号)に規定する利用の許可、利用許可の取消し等、利用の制限及び原状回復に関する業務並びに本施設及び本施設の設備の維持管理及び修理に関する業務
- ②都城市元気な高齢者健康増進事業実施要綱(平成18年度告示第94号)第4条に規定する生活指導、機能維持向上、生きがい・趣味活動、健康チェック、移送用車両による送迎等の健康増進事業に関する業務
- ③上記のほか、施設等の管理及び運営に関する業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和3年6月2日

第1回選定委員会開催

令和3年7月1日～令和3年7月30日

募集(広報都城7月号、市ホームページへの掲載)

令和3年7月15日

現地説明会

令和3年7月20日から令和3年7月30日

申請書類受付

令和3年8月12日

第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査

令和3年8月19日

市長へ選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

令和3年8月12日に実施した都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で「社会福祉法人スマイリング・パーク」が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・多種多様な実績があり、自立した高齢者に対する福祉サービスの提供及び健康増進に向けた管理運営が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・施設の利便性を生かして、新たな運動プログラムを構築するなどサービスの向上が期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・機械器具等の保守管理については、競争性を持たせるために入札を行うなど経費削減が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・利用者のニーズに対応可能であることや、職員配置においても、独自の接遇プログラムを習得したスタッフを配置できること。

「選定基準5 地域に貢献する取り組みが確保されていること」

- ・都城市に本店があり、健康の館のスタッフについても、積極的に地元雇用の意向があること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・正職員の登用やキャリアアップが可能な体制であることや、レクリエーション活動や施設外から講師を招いて教室を開設するなどの取組を行い、利用者の介護予防への取組が期待できること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、利用者が介護を要する状態となることを予防する取組に力を入れていることや、より多くの市民の利用促進が望める団体であることを重点的に配点を行いました。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・SNS等を活用し活動内容やイベント情報を発信するなどして、利用促進に十分な効果が期待できる提案でした。
- ・管理体制についても、安定的な運営が期待できる提案でした。

- (5) 選定結果
別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		社会福祉法人 スマイルイン グ・パーク	団体 A			
1. 市民の平等な利用が確保されていること	180	134	116	管理運営方針等	20	都城市山田元気な高齢者健康増進センターの管理方針を認識しているか。 都城市山田元気な高齢者健康増進センターの施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。 申請団体の経営モラルは適切か。
				平等利用	10	相談や苦情等の対応が提案されているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	300	216	184	利用の促進	25	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
				サービス・利便性の維持向上	25	利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。 適正な利用料金の提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	60	40	38	経費配分	10	適正な経費配分の考え方について提案されているか。 具体的な管理業務の効率化が提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	390	274	245	物的能力	25	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
				人的能力	40	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。

							まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握。
5. 地域に貢献する取り組みが確保されていること	90	76	75	地域貢献	15		都城市内に本店を有するか。 地域雇用の考え方が示されているか。 地域貢献の取り組みが示されているか。
6. その他公の施設を管理させるに当たり必要な基準	150	112	98	その他	25		現在従事している非正規職員の継続雇用への配慮がされているか。 利用者が介護を要する状態となることを予防するための取組が提案されているか。 災害や利用者の急病や怪我等の発生時の行動指針が立てられているか。
合計	1,170点	852点	756点		195点		
〈参考〉：提案金額							
			10,280千円	10,000千円	(令和4年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 社会福祉法人スマイリング・パーク

希望する施設名 都城市山田元気な高齢者健康増進センター健康の館

主 要 業 務 実 績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
令和2	指定管理業務(都城市高城養護老人ホーム友愛園)	養護老人ホームの管理運営・都城市	115,566,225
令和2	指定管理業務(都城市山田養護老人ホーム霧峰園)	養護老人ホームの管理運営・都城市	110,146,537
令和2	指定管理業務(高城児童館)	児童館の管理運営・都城市	4,521,000
令和2	都城市食の自立支援事業(特別養護老人ホームほほえみの園)	配食サービス・都城市	9,395,734
令和元	指定管理業務(都城市高城養護老人ホーム友愛園)	養護老人ホームの管理運営・都城市	119,001,370
令和元	指定管理業務(都城市山田養護老人ホーム霧峰園)	養護老人ホームの管理運営・都城市	108,007,285
令和元	都城市食の自立支援事業(特別養護老人ホームほほえみの園)	配食サービス・都城市	8,928,171
平成30	指定管理業務(都城市高城養護老人ホーム友愛園)	養護老人ホームの管理運営・都城市	113,484,544
平成30	指定管理業務(都城市山田養護老人ホーム霧峰園)	養護老人ホームの管理運営・都城市	97,759,531

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

社会福祉事業区分 事業活動計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	介護保険事業収益	[714,331,702]	[622,928,262]	[91,403,440]
	老人福祉事業収益	[352,350,784]	[348,019,945]	[4,330,839]
	児童福祉事業収益	[4,521,000]	[0]	[4,521,000]
	保育事業収益	[448,969,987]	[415,077,661]	[33,892,326]
	就労支援事業収益	[2,632,596]	[422,160]	[2,210,436]
	障害福祉サービス等事業収益	[74,452,558]	[43,045,270]	[31,407,288]
	医療事業収益	[21,476,314]	[15,207,172]	[6,269,142]
	その他事業収益	[6,155,060]	[2,129,706]	[4,025,354]
	経常経費寄附金収益	[50,000]	[77,450]	[△ 27,450]
	サービス活動収益計(1)	1,624,940,001	1,446,907,626	178,032,375
増減の部	人件費	[1,045,645,952]	[904,499,533]	[141,146,419]
	事業費	[258,501,975]	[253,497,617]	[5,004,358]
	事務費	[134,834,194]	[115,629,759]	[19,204,435]
	就労支援事業費用	[3,656,227]	[2,827,917]	[828,310]
	利用者負担軽減額	[2,847,774]	[2,644,584]	[203,190]
	減価償却費	[99,523,999]	[91,540,600]	[7,983,399]
	国庫補助金等特別積立金取崩額	[△ 38,917,606]	[△ 28,660,465]	[△ 10,257,141]
	サービス活動費用計(2)	1,506,092,515	1,341,979,545	164,112,970
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		118,847,486	104,928,081	13,919,405
サービス活動増減の部	受取利息配当金収益	[5,954]	[142,044]	[△ 136,090]
	その他のサービス活動外収益	[29,536,111]	[25,446,455]	[4,089,656]
	サービス活動外収益計(4)	29,542,065	25,588,499	3,953,566
	支払利息	[6,386,929]	[6,872,980]	[△ 486,051]
増減の部	その他のサービス活動外費用	[16,751,649]	[15,226,540]	[1,525,109]
	サービス活動外費用計(5)	23,138,578	22,099,520	1,039,058
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	6,403,487	3,488,979	2,914,508
経常増減差額(7)=(3)+(6)		125,250,973	108,417,060	16,833,913
特別増減の部	施設整備等補助金収益	[27,723,000]	[39,535,000]	[△ 11,812,000]
	固定資産売却益	[1,478,430]	[0]	[1,478,430]
	前期損益修正益	[104,949]	[286,555]	[△ 181,606]
	特別収益計(8)	29,306,379	39,821,555	△ 10,515,176
	国庫補助金等特別積立金積立額	[27,559,000]	[39,535,000]	[△ 11,976,000]
	前期損益修正損	[588,549]	[14,554,797]	[△ 13,966,248]
	特別費用計(9)	28,147,549	54,089,797	△ 25,942,248
特別増減差額(10)=(8)-(9)		1,158,830	△ 14,268,242	15,427,072
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		126,409,803	94,148,818	32,260,985
繰越	前期繰越活動増減差額(12)	638,771,478	499,522,660	139,248,818
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	765,181,281	593,671,478	171,509,803

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
活動 の 増減 差額 部	基本金取崩額(14)	[0]	[0]	[0]
	その他の積立金取崩額(15)	[0]	[45, 100, 000]	[△ 45, 100, 000]
	その他の積立金積立額(16)	[0]	[0]	[0]
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	765, 181, 281	638, 771, 478	126, 409, 803

社会福祉事業区分 貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	487,436,004	409,330,338	77,905,646	流動負債	179,308,694	246,813,714	△ 67,505,020
現金預金	334,860,742	212,607,536	122,253,206	事業未払金	55,782,639	56,988,967	△ 1,206,328
事業未収金	128,575,920	139,275,210	△ 10,700,190	その他の未払金	2,409,000	82,190,600	△ 79,771,000
未収金	1,726,971	1,598,119	128,852	1年以内返済予定設備資金借入金	62,210,000	60,120,600	2,090,000
未収補助金	16,949,000	51,564,103	△ 34,615,103	預り金	26,000	24,500	1,500
立替金	915,082	60,112	845,970	職員預り金	7,513,490	4,723,829	2,791,661
前払金	187,455	104,920	82,535	前受収益	30,000	0	30,000
前払費用	2,206,218	2,724,181	△ 517,963	仮受金	87,565	47,418	40,147
仮払金	2,015,516	1,587,177	428,339	異動引当金	51,248,000	42,729,000	8,519,000
固定資産	1,988,116,312	2,011,351,700	△ 23,235,388	固定負債	842,903,328	835,781,247	7,121,081
基本財産	1,072,207,277	1,115,892,899	△ 43,685,622	設備資金借入金	791,803,000	804,073,600	△ 12,270,000
土地	189,298,795	187,161,085	2,137,710	長期運営資金借入金	0	2,100,000	△ 2,100,000
建物	382,908,482	928,231,314	△ 545,322,832	リース債務	21,467,760	3,965,760	17,502,000
その他の固定資産	915,909,035	895,892,301	19,946,734	退職給付引当金	29,574,568	25,345,487	4,229,081
土地	36,788,681	37,788,581	△ 1,000,000	負債の部合計	1,022,214,022	1,082,597,961	△ 60,383,939
建物	614,141,242	629,672,733	△ 15,531,491	純 資 産 の 部			
建物付属設備	186,945	0	186,945	基本金	103,295,215	103,295,215	0
構築物	98,072,909	91,557,882	7,115,027	基本金	103,295,215	103,295,215	0
機械及び装置	453,217	0	453,217	国庫補助金等特別積立金	537,211,798	518,570,404	△ 11,358,606
車輛運搬具	1,373,138	2,624,964	△ 1,251,826	国庫補助金等特別積立金	537,211,798	518,570,404	△ 11,358,606
器具及び備品	61,733,646	53,256,224	8,477,422	その他の積立金	47,550,000	47,650,000	0
施設仮勘定	1,958,580	1,958,580	0	人件費積立金	11,000,000	11,000,000	0
有形リース資産	20,500,029	3,965,760	16,534,269	保育所施設・設備整備積立金	36,650,000	36,650,000	0
ソフトウェア	1,497,870	2,063,790	△ 565,920	次期繰越活動増減差額	765,181,281	638,771,178	126,409,803
退職給付引当資産	29,574,568	25,345,487	4,229,081	(うち当期活動増減差額)	126,409,803	94,149,818	32,260,985
保育所施設・設備整備積立資産	11,000,000	11,000,000	0				
保育所施設・設備整備積立資産	36,650,000	36,650,000	0				
長期前払費用	78,300	78,300	0	純資産の部合計	1,453,338,291	1,338,287,097	115,051,197
資産の部合計	2,475,552,316	2,420,682,038	54,667,258	負債及び純資産の部合計	2,475,552,316	2,420,682,038	54,667,258

財産目録

令和 3年 3月31日現在

社会福祉法人スマイリング・パーク

(単位 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高宮崎銀行・鹿児島銀行	—	運転資金	—	—	23,075
普通預金	宮崎銀行	—	運転資金	—	—	329,897,071
定期預金	宮崎銀行	—	運転資金	—	—	5,000,000
						334,860,146
事業未収金		—	介護報酬他	—	—	128,575,020
未収金		—	職員未収分	—	—	1,736,971
未収補助金		—	施設整備補助金他	—	—	16,949,000
立替金		—	利用者立替分他	—	—	915,082
前払金		—	協賛広告料金他	—	—	187,455
前払費用		—	火災保険料	—	—	2,206,218
仮払金		—	給食材料費出他	—	—	2,015,516
流動資産合計						487,435,408
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	11,000,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町386番1	—	第2種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	—	—	2,000,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町386番1	—	第2種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	—	—	85,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町386番1	—	第2種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	—	—	31,500,000
	(まるの) 都城市野々美谷町2947-7	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	12,384,550
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	17,012,000
	(早稲・若葉(介護)) 都城市早稲町1866-40	—	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	—	—	84,122,449
	(高城) 都城市高城町桜木字弓場1489-1	—	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	—	—	18,535,516
	(まるの) 都城市野々美谷町2947-7	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	12,659,280
建物	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	2002年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	947,579,470	456,813,252	490,766,218
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町386番1	2014年度	第2種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	143,505,482	37,827,138	105,678,344
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町515-1	2016年度	第2種社会福祉事業である6Hに使用している	162,698,375	30,300,929	132,397,446
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	1990年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	67,073,800	42,125,279	24,948,521
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	2016年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	63,290,609	8,045,754	55,244,855
	(山田) 都城市山田町中薬島2941-1	2019年度	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	78,009,222	4,136,124	73,873,098
基本財産合計						1,072,207,277
(2) その他の固定資産						
土地	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	151,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	424,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	1,100,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	14,122
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	40,830
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	4,711
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	—	—	7,529,000
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町515-1	—	第2種社会福祉事業である6Hに使用している	—	—	1,314,500
	(まるの) 都城市野々美谷町2947-7	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	7,983,114
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	—	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	—	—	658,000
	(高城) 都城市高城町桜木字弓場1489-1	—	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	—	—	2,997,560
	(モジラ) 都城市若葉町63-4	—	第1種社会福祉事業であるデイサービスに使用している	—	—	10,571,744
	(早稲・若葉(保育)) 都城市早稲町1866-40	—	第2種社会福祉事業である小規模保育に使用している	—	—	4,000,000
建物	(まるの) 都城市野々美谷町2947-7	2016年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	3,307,000	1,377,916	1,929,084
	(まるの) 都城市野々美谷町2947-7	1982年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	412,421,139	32,878,153	379,542,986
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	2009年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	2,887,500	2,144,203	743,297
	(こばと) 都城市丸谷町2695-4	2016年度	第2種社会福祉事業である認定こども園に使用している	719,200	462,802	256,398
	(高城) 都城市高城町桜木字弓場1489-1	2019年度	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	71,409,200	7,467,436	63,941,764
	(早稲・若葉(介護)) 都城市早稲町1866-40	2018年度	第2種社会福祉事業である小規模多機能型居宅介護に使用している	86,817,181	12,054,909	74,762,272
	(早稲・若葉(保育)) 都城市早稲町1866-40	2018年度	第2種社会福祉事業である小規模保育に使用している	45,458,954	3,941,938	41,517,016
	(早稲・若葉(保育)) 都城市早稲町1939-2	2018年度	第2種社会福祉事業である放課後児童クラブに使用している	31,688,237	3,191,794	28,496,443
	(みきた) 北諸県郡三股町大字樺山3685	2019年度	第1種社会福祉事業である養護老人ホームに使用している	16,678,761	593,163	16,085,598
	(早稲・若葉(介護)) 都城市上長坂町5-1	2019年度	太陽光発電システム	1,825,200	242,203	1,582,997
	(本部) 都城市山田町中薬島2908-1	2021年度	技能実習生に使用している	640,440	49,088	591,352
	(本部) 都城市幸田町26-16	2021年度	法人本部に使用している	3,564,000	25,636	3,538,364
	(ほほえみの園) 都城市丸谷町4670番	2021年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	2,409,000	5,219	2,403,781
建物付属設備		—	利用者が使用している	198,000	11,055	186,945
構築物		—	利用者が使用している	153,655,614	54,982,705	98,672,909
機械及び装置	外構工事 他	—	利用者が使用している	618,000	164,783	453,217
車輛運搬具	ラウム 他	—	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	15,052,902	13,679,764	1,373,138
器具及び備品	床走行リフト 他	—	利用者及び職員が使用している	151,680,266	89,946,620	61,733,646
建設仮勘定		—	追加工事等	—	—	1,958,580
有形リース資産	カーテンリース料	—	利用者及び職員が使用している	26,609,820	6,109,791	20,500,029
ソフトウェア	栄養アセスメントシステム 他	—	職員が使用している	—	—	1,497,870
退職給付引当資産	宮崎県社会福祉協議会	—	将来の退職に備えている	—	—	29,574,568
保有所属越積立資産	宮崎銀行他	—	将来のために積み立てている	—	—	11,000,000
保有所属設・設備整備積立資産	宮崎銀行他	—	将来のために積み立てている	—	—	36,600,000
長期前払費用	宮崎県社会福祉協議会	—	リサイクル券	—	—	78,300
その他の固定資産合計						915,909,035
固定資産合計						1,988,116,312
資産合計						2,475,551,720
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	給食費・社会保険料他	—		—	—	55,782,639
その他の未払金	下森建設他	—		—	—	2,408,000
1年以内返済予定設備資金借入金	宮崎銀行他	—		—	—	62,210,000
預り金	利用者	—		—	—	26,000
職員預り金	社会保険料	—		—	—	7,515,490
前受収益		—		—	—	30,000
仮受金		—		—	—	87,565
賞与引当金	夏季賞与当年度対象額	—		—	—	51,248,000
流動負債合計						179,308,694
2 固定負債						
設備資金借入金	宮崎銀行他	—		—	—	791,863,000
リース債務	カーテンリース料	—		—	—	21,467,760
退職給付引当金	宮崎県社会福祉協議会	—		—	—	29,574,568
固定負債合計						842,905,328
負債合計						1,022,214,022
差引純資産						1,453,337,698

事業計画書概要版

1 市民の平等な利用が確保されること。

(1) 管理運営方針等

- ・「高齢者の健康づくりを推進する場」「スポーツを通じて成長できる場」を提供する。
- ・利用者に「おもてなしの心」で接し、安全・安心して利用できるよう安定した運営を目指す。
- ・新たな利用者の発掘につながる自主事業の企画、利用者へのサービスや利便性の向上を図る。
- ・気軽にスポーツに慣れ親しむ機会や場を提供し、利用者の健康づくりを支援する。

(2) 平等利用

- ・施設について、地域や市全体への周知、定期的な広報誌作成やホームページでの案内、民生委員児童委員や公民館、関係機関との連携・広報に努める。
- ・公平で参加しやすく円滑な利用者会議を開催する。

2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(1) 利用の促進

- ・利用者が満足できるサービス提供に努め、口コミにより利用者増を目指す。
- ・個人情報に配慮し、広報誌やポスターを定期的に作成、SNS等を活用し、活動内容やイベント情報を発信する。
- ・オンラインによる小学校等の子どもたちを含めた世代間交流により刺激のある介護予防教室を開催する。
- ・養護老人ホーム入居者の利用の促進（送迎等を養護老人ホーム職員が支援）により交流を図り、利用者の増加に繋げる。
- ・個人での参加促進のために、情報発信に努める。

(2) サービス・利便性の維持向上

- ・サービス提供ノウハウを活かせる職員の配置による、専門性と質の高いサービスを提供する。
- ・山田温泉が隣接している利便性を活かした快適な環境を構築する。
- ・健康の館の環境を活かしたノルディックウォーキング等の運動プログラムを構築し、健康寿命を延ばす取り組みを行う。

3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること。

(1) 経費配分

- ・サービスの質が低下することのないよう計画的な予算執行による経費の節減に努める。

- ・適正な人員配置と、能力やがんばりに応じた人件費の適正な管理に努める。
- ・機械、器具等の保守管理点検は業者へ業務委託を行い、経費削減のため入札参加により業者決定する。
- ・技術を要する部分の清掃については、入札により業者を決定し業務委託を行う。
- ・施設館内清掃は職員を中心に行う。

4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。

(1) 物的能力

- ・法人としては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ディサービス、障害福祉サービス事業、保育園等、多数の施設を有しており、養護老人ホーム2施設の指定管理者でもある。

(2) 人的能力

- ・配置基準を満たし、上質なサービスを提供できる職員を配置する。
- ・職員の適材適所による配置と経験のある役職者を配置し勤務体制及び責任体制を整える。
- ・連絡体制は必要時や緊急時はSNSやテクノロジーを活用し構築する。
- ・相談、苦情に対して、スマイリング・パークの接遇システムを習得したスタッフが真摯に対応する。

5 地域に貢献する取り組みが確保されていること。

- ・職員は都城市民から積極的に採用するよう募集する。
- ・地元の公民館に加入し、地域の活動に参加する。
- ・「地域密着型の健康づくり支援システム」を構築し、「健康づくり運動サポーター」を養成し地域全体の健康づくりに貢献する。

6 その他公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること。

- ・職員は当該施設の現職員を継続雇用するとともに、独自の研修システムを行い、希望者は正職員への登用のチャンスやキャリアアップの機会を与える。
- ・利用者の介護移行を予防するためにレクレーション指導に力を入れる。
- ・高齢化に伴う心臓や血管機能の低下、血圧の上昇などを未然に防ぐ「予防医学」「健康寿命」を延ばすことに取り組む。
- ・防災計画、非常時連絡体制を整備する。
- ・急病時の対応は、速やかに対応措置を行い救急車を要請するとともに、近隣事業所にいる看護師との連携を図る。

議案第 1 4 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社 ココニクル都城
- 3 指定の期間
令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城指定管理者候補者選定の概要

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和3年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

株式会社ココニクル都城

(2) 代表者名

代表取締役 岩崎 透

(3) 所在地

都城市都北町5225番地1

(4) 設立年月日

令和3年4月30日

(5) 従業員数

2名（令和4年中に35名、令和5年中に36名の予定）

(6) 業務内容

ア 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城の管理運営業務（収益部分）

イ 地場産業の発展・振興に資する事業

ウ 地場産業製品に係る企画立案、研究開発、企業支援及び販売

エ 地場産業製品の販路開拓に係る調査、研究及び代行

オ 食料品、酒類、たばこ、飲料水、日用品及び書籍の販売、卸

カ 民芸品及び観光土産品の販売

キ 園芸用樹木、花、肥料、農薬、園芸用品及び農作業用品の販売

ク 飲食店の経営

ケ 観光・道路情報等の情報案内

コ 観光客等市内流入人口拡大に関する事業

サ 各種催事の企画及び運営

シ アからサまでに附帯関連する一切の事業

2. 指定期間

令和4年9月1日 ～ 令和9年3月31日（4年7か月間）

3. 施設及び業務の概要

（1）施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城 (都城市都北町5225番地1)	敷地面積：約18,000㎡ 延床面積：約1,300㎡（公共部分） 約1,600㎡（収益部分） 建物構造：鉄骨平屋建

（2）業務概要

- ア 地場産業の発展及び振興に関する業務
- イ 地場産業製品に係る企画立案、研究開発及び企業支援に関する業務
- ウ 地場産業製品の販路開拓に係る調査、研究及び代行に関する業務
- エ 道路利用者等の休憩のための施設に関する業務
- オ 道路情報、観光情報、イベント情報その他情報の提供に関する業務
- カ 市民と道路利用者の交流促進及び市内への流入人口の拡大に関する業務
- キ 避難場所、災害時避難支援、道路被災情報発信その他防災機能の強化に関する業務
- ク アからキまでに掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要であると市長が認める業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

（1）非公募により候補者を選定した理由

都城市指定管理者制度導入方針「(公募、非公募の判断基準) 4 特定の施策の推進のために市が出資した団体があり、当該施策の推進に資する施設を当該団体が管理運営することが、市の意思を最も適切に施策に反映することができる場合」に該当。

令和3年4月に設立された株式会社ココニクル都城は、現在の「道の駅」都城を運営する一般財団法人都城圏域地場産業振興センターを発展的に解消し、本市が出資する株式会社として、「道の駅」都城における地場産品販売に加え、市内事業者の商品開発支援等による地場産品の高付加価値化並びに地場産品の市外への販路開拓及び販路拡大を担うといった地域商社の役割を担う命題の下、公益性と収益性の両方を追求することを目的とした会社である。

ビジネスベースでの事業展開を第一義的な目的としながらも、それと同時に市

内事業者の利益拡大や本市経済への寄与などの公益性を追求する団体であって、かつ、本市の意思を最も適切に反映できる団体は、同社の他には無い。

また、本市が整備し所有する公の施設と、同社が所有する収益施設とを一体的に一棟建てで整備することから、同社が施設全体を管理運営することが最も効率的かつ安定的に管理運営できるものであるため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが心から楽しめる環境づくりがなされるとともに、利用者からの相談・苦情等をデータベース化して情報共有がなされ、迅速・的確な対応がとれる体制構築がなされている。

また、セルフモニタリングを実施し、問題の再発防止等の仕組みが整備されているなど、市民の平等な利用の確保が期待できる。

・施設の効用の最大限の発揮について

利便性の高い予約方法の構築や、利用者アンケートから日々の業務改善を行うなど利用者の利便性向上も期待できるほか、徹底した清掃と清潔な空間作り、地域連携・賑わい創出事業、ゲートウェイハブ機能の実現及び充実並びに地域商社機能の実現など、施設の設置目的に基づく事業計画が具体的に示されており、施設の効用の最大限の発揮が期待できる。

・経済的な管理運営について

直販所等の収益部分も含めて一体的な管理運営を行うことで、効率的・効果的な管理運営が期待できる。

・管理運営能力について

社外研修や講師招聘の社内研修など社員研修・育成支援が示されており、接遇など利用者への丁寧な対応が期待できるほか、県内唯一の防災「道の駅」として、市と連携して道の駅BCPを策定するとともに、防災活動拠点としての役割に基づき防災訓練を定期的に行うなど、緊急時にも対応できる管理体制が期待できる。

また、現在の「道の駅」都城を20年にわたり安定的に運営してきた（一財）都城圏域地場産業振興センターの職員から希望者全員を採用し、確実な管理運営体制が期待できる。

・地域に貢献する取組が確保されていること

地元の雇用創出にも貢献できるほか、清掃活動や施設を活用したイベント等を通じた地域と連携した取組が示されており、流入人口の拡大及び本施設を起点と

した市内各地の観光地等への周遊が期待できる。

- ・その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準

地域の活性化に貢献するとともに、利用者や出品者から愛される施設にしたいという熱意がある。

当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類（貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類）

損益計算書（中期シミュレーション）

（単位：千円）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
売上高	0	15,000	929,200	949,200	959,200
売上原価	0	12,750	722,200	738,500	746,300
売上総利益	0	2,250	207,000	210,700	212,900
人件費	9,629	37,764	94,032	96,249	96,915
販売費・管理費	585	59,345	120,643	111,578	111,578
営業利益	△10,214	△94,859	△7,675	2,873	4,407
営業外収益	0	27,195	77,916	77,916	77,916
営業外費用	8	20,772	71,094	71,316	71,540
経常利益	△10,222	△88,436	△853	9,473	10,783
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0
税引前当期利益	△10,222	△88,436	△853	9,473	10,783
法人税、住民税及び事業税	70	70	70	2,842	3,235
当期利益	△10,292	△88,506	△923	6,631	7,548

事業計画書概要版

1 市民の平等な利用に関すること

(1) 関係法令に基づく運用規程等の整備

ア 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例、同条例施行規則等のほか、関係法令に基づき作成した運用規程、利用担当マニュアル、施設利用案内を遵守し、平等な利用を確保を行う。

イ 予約方法については、あらかじめ公開し、公平・公正な利用を確保する。

(2) ユニバーサルサービスの提供

ア 年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが心から楽しめる使いやすい環境づくりを目指す。

イ 分かりやすい説明や案内表示に努めるとともに、車椅子などの補助備品等の適切な配置など、きめ細やかな対応を行う。

(3) 当該施設に係る相談や苦情等への対応

ア 施設利用者や周辺住民から寄せられた苦情については、迅速かつ公平に対応するとともに、対応の有無についてもデータベース化し、再発防止につなげる。

イ 苦情等については、対応マニュアルを整備するとともに、組織内で情報を共有しＣＳ向上につなげる。

(4) 環境に配慮した取組

ア 消費電力の削減や水の使用料の削減など、業務での省エネルギーに取り組む。

イ ごみの減量に取り組むとともに、リサイクル製品や環境に優しい（エコマークやグリーン購入マーク）製品の購入に努める。

(5) セルフモニタリングと業務改善

ア イベント広場や多目的室、キッチンスタジオの施設を利用されるお客様にアンケートを実施し、施設を利用された場合の満足度や使い心地等を調査するセルフモニタリングを実施する。

イ アンケートの結果については、事業報告書により市に報告するほか、日々の業務改善につなげていく。

2 施設効用の発揮に関すること

(1) サービス・利便性向上への取組

ア お客様の意見を反映させるため、御利用アンケートボックスを館内に数箇所設置し、誰もが気軽に投稿できるようにする。

イ お客様アンケート等によるセルフモニタリングの結果を業務改善やサービス向上につなげる。

ウ 各施設の電話やネットからの予約ができる仕組みを構築し、運用を図ることで利便性の向上を図る。

(2) 利用者からのニーズへの対応

ア イベント広場や多目的室、キッチンスタジオの施設を利用されるお客様にアンケートを実施する。

イ アンケートや窓口対応で掴んだ新たなニーズについて、利用者目線に立ち必要な改善を行う。

(3) 利用者増のための工夫

ア 広報・PR対策

① イベント広場や多目的室、キッチンスタジオで行われる催事や施設利用に関する情報について、様々な広報媒体を有効に活用した広報活動を行う。

② 貸館催事を含めた催事情報やおすすめの地場産品等を掲載する月刊誌「N i Q L L通信」を毎月発行し、情報発信を行う。

③ ホームページだけでなく、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスでの計画的な情報発信を行い、主に若年層に向けた発信を行う。

④ ソーシャルネットワークサービスを通じた広告及びキャンペーンを実施し、新たな利用者の獲得につなげる。

イ 徹底した清掃と清潔な空間作り

① 施設内外やトイレの清掃、ゴミ回収等の日常清掃については、清掃だけではなく定期的な点検（3回／日）も含めて実施し、常に清潔な空間を作る。

② 日常清掃に加え、ガラス窓や陳列台の清掃、ワックス掛けなど、定期清掃を行う。

ウ 地域連携・にぎわい創出事業

① 日本一の肉と焼酎のふるさとを対外的にPRするため、それぞれに特化したイベントの開催、収益部分との連携も含めた大規模から小規模まで様々なイベントを積極的に開催する。

② 地域内の事業者等との連携により、朝どれ野菜や加工品の実演販売などを行うみやこんじょマルシェ等を定期的に開催し、賑わいを創出する。

③ 全国や県内の道の駅、地域商社、交流団体等との相互物産交流により、都城圏域の物産を全国へ拡大するほか、一堂に会した物産フェア等を開催するなど、地域外との連携による飽きのこない工夫をする。

④ J A F とのタイアップにより、ドライバーへのサービスを行い、リピーターや新たな利用者の獲得につなげる。

エ ゲートウェイ・ハブ機能の実現及び充実

① 観光案内 ランドマーク的機能を発揮し観光客を誘致するとともに、この施設を結末点に市内の焼酎事業者やミートツーリズム実施飲食店等へ周遊・回

遊を促すハブ機能を果たすため、パンフレットでの案内に加え、映像等のデジタルデータでの情報発信を図る。

- ② 案内所機能の充実 市のパンフレットや出版物をエントランス付近に設置するほか、外国人对応ができる翻訳機を設置するなど案内所機能を充実する。
- ③ バス事業者との連携 バス乗客からの施設利用の誘導を図るためにバス事業者との連携を行うとともに、バスの時刻表を施設内で表示し、バス利用者の利便性を高める。

オ 様々なサービス

- ① 館内表示物の充実 館内の各施設や設備の場所、留意事項等の案内を各所に掲示し、初めて来られた方でも分かりやすいよう、案内表示を改良する。
- ② 駐車場混雑の軽減対策 休日やイベント時には、案内誘導の人員を配置するほか、近隣に臨時駐車場を手配し混雑の軽減を図る。

(4) 地域商社としての機能

ア 地域資源及び課題の発掘

- ① 地域内で生産される商品や地域内事業者の所有技術を発掘するとともにその価値を見出し、他地域産品との差別化を図る。
- ② 地域の生産者が直面している課題の発掘、深掘りを行う。
- ③ 情報をデータ化し、シンクタンク機能としてマーケティング、ブランディングの支援へと繋げる。

イ 人材の育成及び組織化

- ① 地域資源を活用したビジネスに取り組む担い手の育成や人材の確保を行う。
- ② 地域の生産者、事業者、団体等を巻き込むとともに、地域ビジネスに高い関心を有する人材の発掘・地域内ネットワークの形成支援を行う。

ウ マーケティング、経営戦略及び販路開拓

- ① 地域資源を活用した新たな商品の開発、マーケティングやブランディングの支援を行う。
- ② 生産者に代わって新たな販路を開拓し、地域への利益の還流や事業拡大に寄与する事業をプランニングし、実行する。
- ③ 地域商品の背景ストーリーを発信し、商品及び地域のファンを獲得し、販路開拓に繋げる。
- ④ 直売所、ECサイト、ふるさと納税への参入、他地域道の駅や地域商社との物産交流等、販売チャネルの拡充を行う。

エ 地域経済の好循環による地域活性化への寄与

- ① 地域還元を目指して努力する。
- ② 自社の収益と地域還元を両立させるため、まずは会社自体の経営基盤を強固

なものにし、地域経済全体の活性化を目的とする。

- ③ 生産者や事業者の魅力ある商品を安心して全国へ届けるための物流のしくみを構築し、地域活性化へと繋げる。

3 経済的な管理運営に関すること

(1) 包括的管理運営による効率的な経費運用

申請団体の所有する収益部分を含めた施設全体について一体的に管理運営を行うことで、効率的な経費の運用を行う。

(2) 指定管理業務委託費等の適正な支出

- ア 競争入札等による公正な業者選定で経費の削減を図る。
- イ 委託業務内容及び契約期間の見直しにより、適正な支出を行う。
- ウ 地元企業を優先的に活用する。

(3) 経費の削減

- ア 備品等のリース購入により、年度間の経費の平準化を図る。
- イ 社員のコスト意識向上を図り、消費電力の削減や水の使用料の削減など、光熱水費の削減に取り組む。

4 安定的な施設の管理運営に関すること

(1) 管理運営体制

- ア 労働基準法及び労働関係法令を遵守しつつ、市民や利用者の皆様が利用して満足していただけるよう、効率的な社員配置に努める。
- イ 基本の人員体制は、36人体制を予定しているが、曜日や時間帯による流動的配置により適正な人員配置を行う。
- ウ 利用者の利便性を高めるため、施設の開館時間に合わせ、社員が交替で勤務するシフト制を採用する。
- エ 総務担当会議や事業担当会議等の内部会議で情報共有することで、効率的かつ円滑な運営を行う。
- オ 財務規程や事務決裁規程により責任の所在を明確にするとともに、会員情報等適正な運用を行うため個人情報保護規程を整備し、社員の役割を明確化することで、社員一人ひとりの法令遵守を推進する。

(2) 社員の指導育成、研修体制について

- ア 社員とのコミュニケーションを図り、組織内の価値観の整合、組織課題の抽出に取り組むため、個別又は担当ごとのヒアリングを実施する。
- イ 社員個人が持つ能力を最大限に発揮できるように、防火管理者などの資格取得支援を行うなど、積極的に能力開発に取り組む。
- ウ 社員のスキルアップのため、外部研修への派遣や、外部の講師を招聘して接遇

向上やクレーム対応等の研修を実施する。

(3) 利用団体への指導及び育成支援について

- ア 地場産品の販売、特産品の開発において重要な出品者に対して、分野に応じた指導を行う。
- イ 出品者に対しては、品質向上やC S向上、後継者育成等を目的とした研修や交流会を実施する。

(4) 災害時の対応、連絡体制について

- ア 県内唯一の「防災道の駅」として、発災時に「道の駅」が優先して実施すべき業務を整理した事業継続計画（道の駅BCP）を市と連携して策定するとともに、南海トラフ巨大地震等の大災害が発生した際には、後方支援の防災活動拠点としての役割を果たす。
- イ 災害発生時にお客様を安全に避難誘導するため、規模や要因など様々に想定した上で、防災計画を策定するとともに、年2回防災訓練を実施する。
- ウ 自然災害や不測の事態に備えて、消防署や警察署と密接な連携を図るとともに、緊急連絡網を整備し、緊急時には迅速に社員や市と連絡できる体制を整える。

(5) 個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について

ア 個人情報の保護

- ① 個人情報の取扱いについては、都城市個人情報保護条例や弊社が定める個人情報保護規程を社員全員が遵守し、情報の保護・適正管理に努める。
- ② 個人情報等の取得に当たっては、個人情報収集の目的や利用方法を分かりやすく表示する。
- ③ 情報の流出や漏洩及び滅失の防止のため、不正アクセスの防止等、セキュリティを強化するとともに、社員の持ち出し・誤操作防止に努める。

イ 情報公開 市の担当者と連携・確認をとり、都城市情報公開条例及び同施行規則に則った対応を行う。

ウ 労働法令等の遵守 顧問契約を結ぶ社会保険労務士の指導の下、労働関係法令を遵守した対応を行う。

5 地域への貢献に関すること

(1) 地元雇用について

新たな人材の雇用をオープンまでに計画的に進めていくに当たり、当地域在住者を優先した雇用を行う。今後、採用の必要が発生した場合も同様の対応を行う。

(2) 地域貢献について

- ア 道守活動の一環として、国道10号の清掃活動に地域と連携して取り組む。
- イ 出品者や提携道の駅等と連携し、「盆地まつり」や「焼肉カーニバル」などの地域イベントに積極的に参加する。

- ウ 連携する道の駅が一堂に会する「道の駅大集合」や「都城マルシェ」を開催するなど、地域と連携した賑わいを創出する。
- エ 県内唯一の「防災道の駅」として、防災意識の高揚や防災知識の普及・啓発を図るために、自衛隊や警察、消防等との協力の下、「防災フェア」を開催する。
- オ 子供たちの学習意欲の向上や創造性・探究心の育成を図るため、地域の小学生を対象とした「ものづくり体験教室」を開催する。

6 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- (1) 愛される都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城をつくる。
 - ア 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城は、地域経済の好循環へ繋げるために収益性と公益性の両方を追求し、利用者だけでなく出品者からも愛される道の駅を目指す。
 - イ 委託等の見積依頼においては、地元業者を優先的に行う。
 - ウ 地域と連携した賑わい作りのためのイベントを通して、地域の活性化につなげる。

7 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと

- (1) 地域商社だからできること
 - ア 地域商社として、物流の集約機能や販路のネットワーク化を図ることで、販路を拡大し、生産者・事業者の所得向上につなげる。
 - イ 既存商品のブラッシュアップや食品表示等の充実を図りながら、弊社の直販部門やECサイトを活用したテストマーケティングが可能となる。
 - ウ イベント広場等で開催する貸館催事と連動した直販所での企画の提案や取組が可能である。
 - エ 特にキッチンスタジオで行う燻製教室等については、野菜などの直販部門に加え精肉部門を運営していることから、臨機応変な対応が可能である。

(2) 道の駅の管理運営実績

前身となる一般財団法人都城圏域地場産業振興センターは、平成13年のオープンから20年の管理運営実績があり、同財団の全スタッフ（希望者）を採用する予定である。

(3) 顧客管理とフィードバック

物産販売所では、会員制度を導入し、各商品を手にとった年齢や性別、季節等の顧客分析を行うこととしている。データ分析の結果については、都城市の地場産業振興にフィードバックが可能である。

議案第 1 4 3 号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

都城市長 池 田 宜 永

別紙

市道路線の認定

庄内・横市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
20472	蒔・月野原472号線	都城市 乙房町	都城市 志比田町	資料番号③
20527	大根田527号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号⑤
20536	月野原・大根田536号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号④
20564	月野原564号線	都城市 乙房町	都城市 志比田町	資料番号⑤
20565	月野原565号線	都城市 乙房町	都城市 志比田町	資料番号⑤
20567	月野原567号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号⑤
20602	大根田602号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号⑥
20603	大根田・今房603号線	都城市 志比田町	都城市 横市町	資料番号⑥
20604	大根田604号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号⑥
20650	大根田650号線	都城市 志比田町	都城市 横市町	資料番号⑥
20664	志比田変電所線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号⑤

五十市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
51027	狐塚1027号線	都城市 平塚町	都城市 平塚町	資料番号⑦
51028	狐塚1028号線	都城市 平塚町	都城市 平塚町	資料番号⑦

山之口支所管内

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
100111	榎木111号線	都城市 山之口町富吉	都城市 山之口町富吉	資料番号⑩
100114	中原114号線	都城市 山之口町富吉	都城市 山之口町富吉	資料番号⑩

市道路線の廃止

西岳地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
10080	高野80号線	都城市 高野町	都城市 高野町	資料番号①
10399	新恍台399号線	都城市 御池町	都城市 御池町	資料番号②

庄内・横市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
20472	蒔・大根田472号線	都城市 乙房町	都城市 志比田町	資料番号③④
20527	大根田527号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号⑤
20602	大根田602号線	都城市 志比田町	都城市 横市町	資料番号⑥
20603	大根田・今房603号線	都城市 志比田町	都城市 横市町	資料番号⑥
20604	大根田604号線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号⑥
20664	志比田変電所線	都城市 志比田町	都城市 志比田町	資料番号⑤

市街地北部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
60305	立野305号線	都城市 立野町	都城市 立野町	資料番号⑧

中郷西部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
80002	樋通2号線	都城市 下長飯町	都城市 下長飯町	資料番号⑨
80003	樋通3号線	都城市 下長飯町	都城市 下長飯町	資料番号⑨
80004	樋通4号線	都城市 下長飯町	都城市 下長飯町	資料番号⑨
80005	樋通5号線	都城市 下長飯町	都城市 下長飯町	資料番号⑨
80008	樋通8号線	都城市 下長飯町	都城市 下長飯町	資料番号⑨
80143	下長飯西143号線	都城市 下長飯町	都城市 下長飯町	資料番号⑨
80395	樋通395号線	都城市 下長飯町	都城市 下長飯町	資料番号⑨

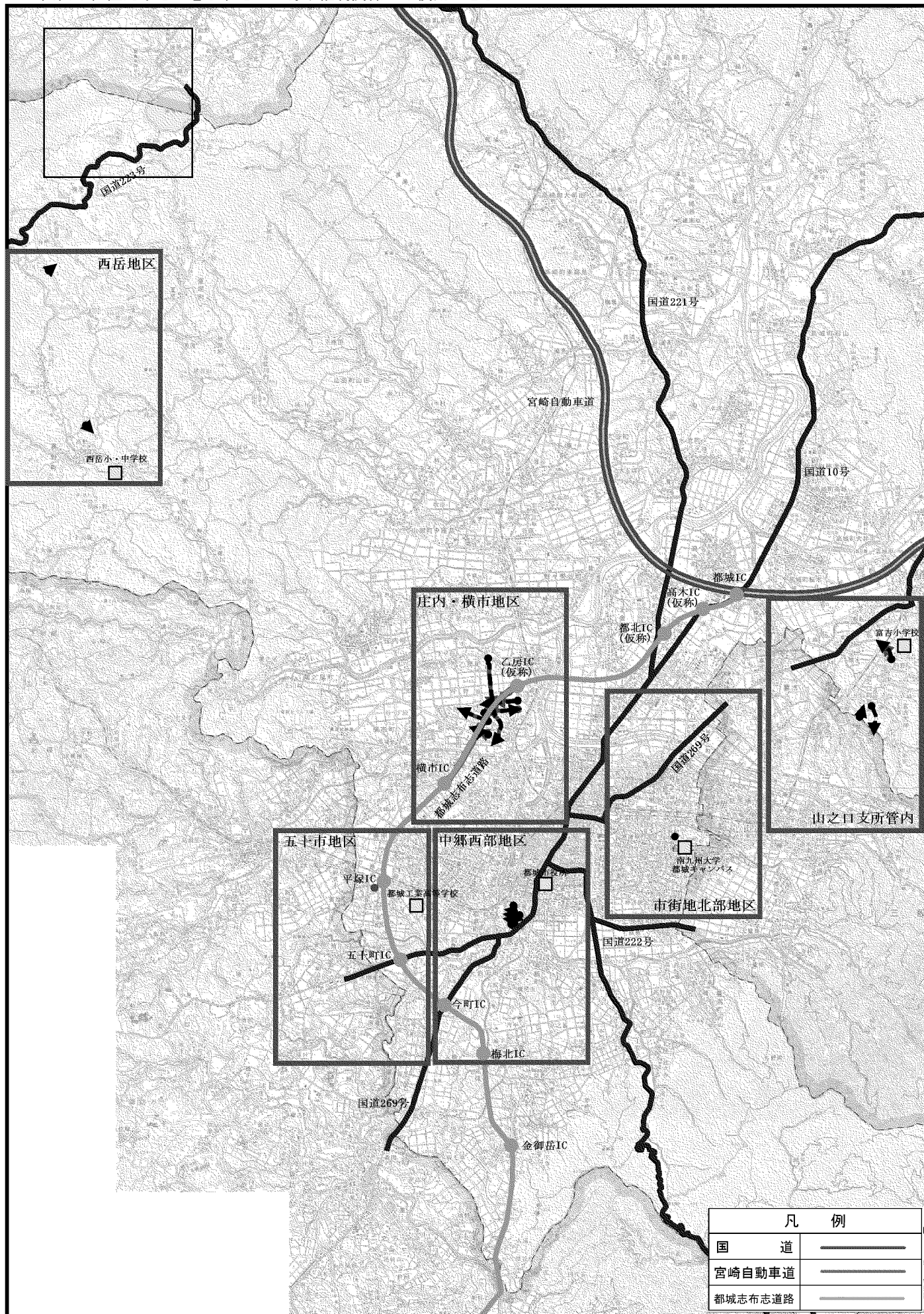
市道路線の廃止

山之口支所管内

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
100114	中原・榎木114号線	都城市 山之口町富吉	都城市 山之口町富吉	資料番号⑩
100304	片平304号線	都城市 山之口町富吉	都城市 山之口町富吉	資料番号⑪
100489	中島489号線	都城市 山之口町富吉	都城市 山之口町富吉	資料番号⑪

議案第143号関係資料

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

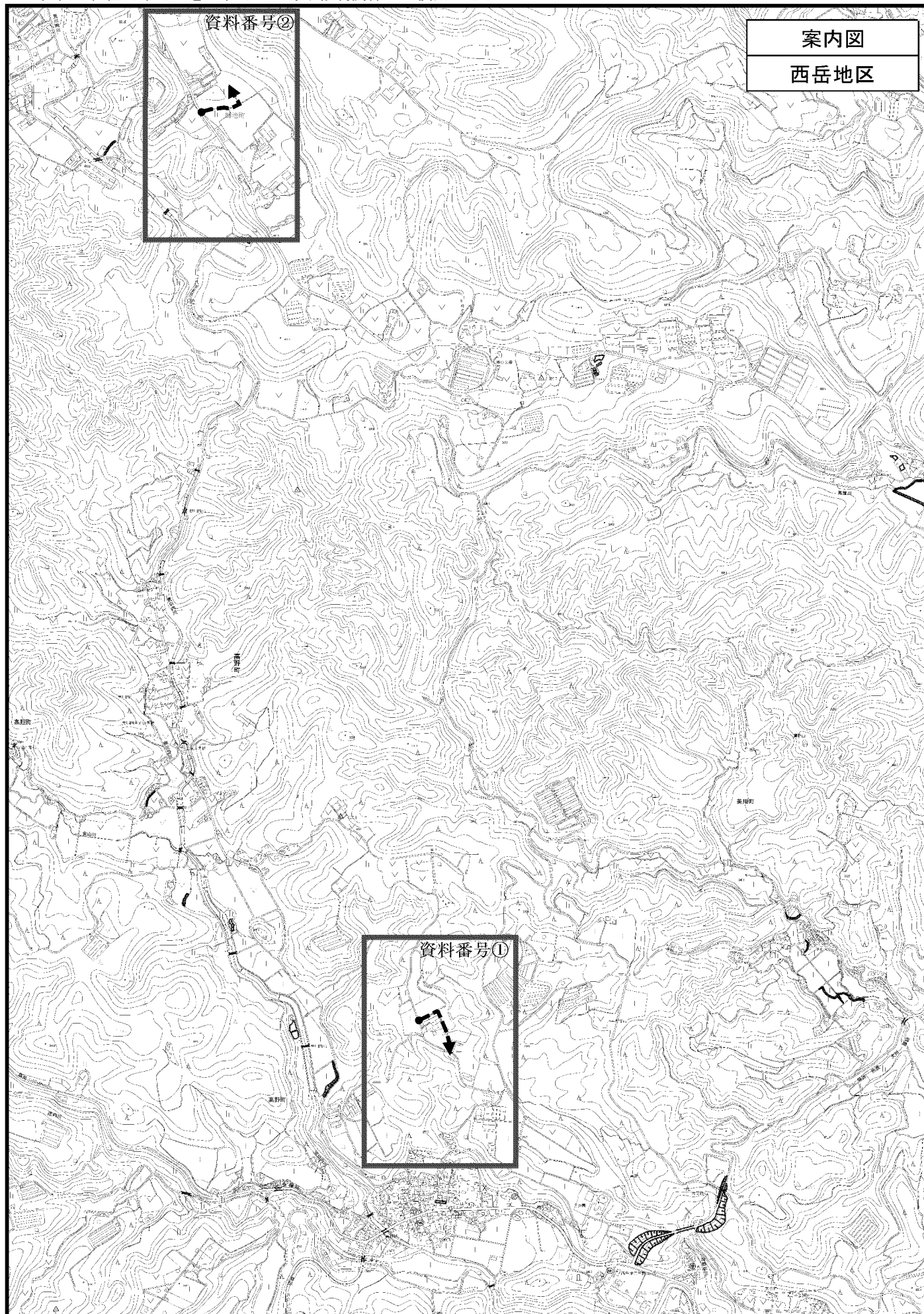


凡 例	
国 道	———
宮崎自動車道	———
都城志布志道路	———

縮尺 1 : 117394

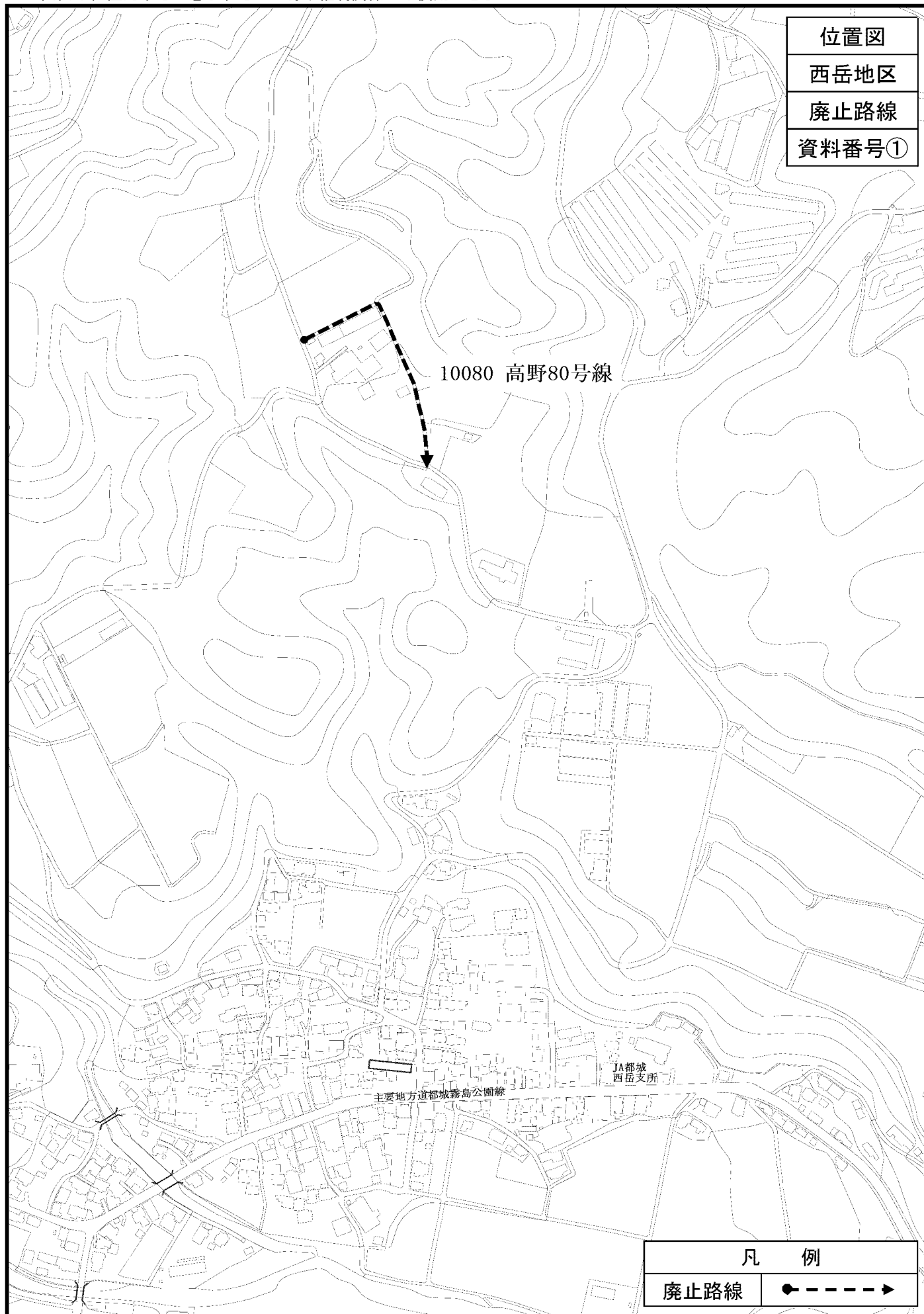
2000 500 000 500 0 1000 2000 3000 4000 5000 6000 7000 8000
169





案内図
西岳地区





位置図
西岳地区
廃止路線
資料番号①

10080 高野80号線

JA都城
西岳支所

主要地方道都城霧島公園線

凡 例

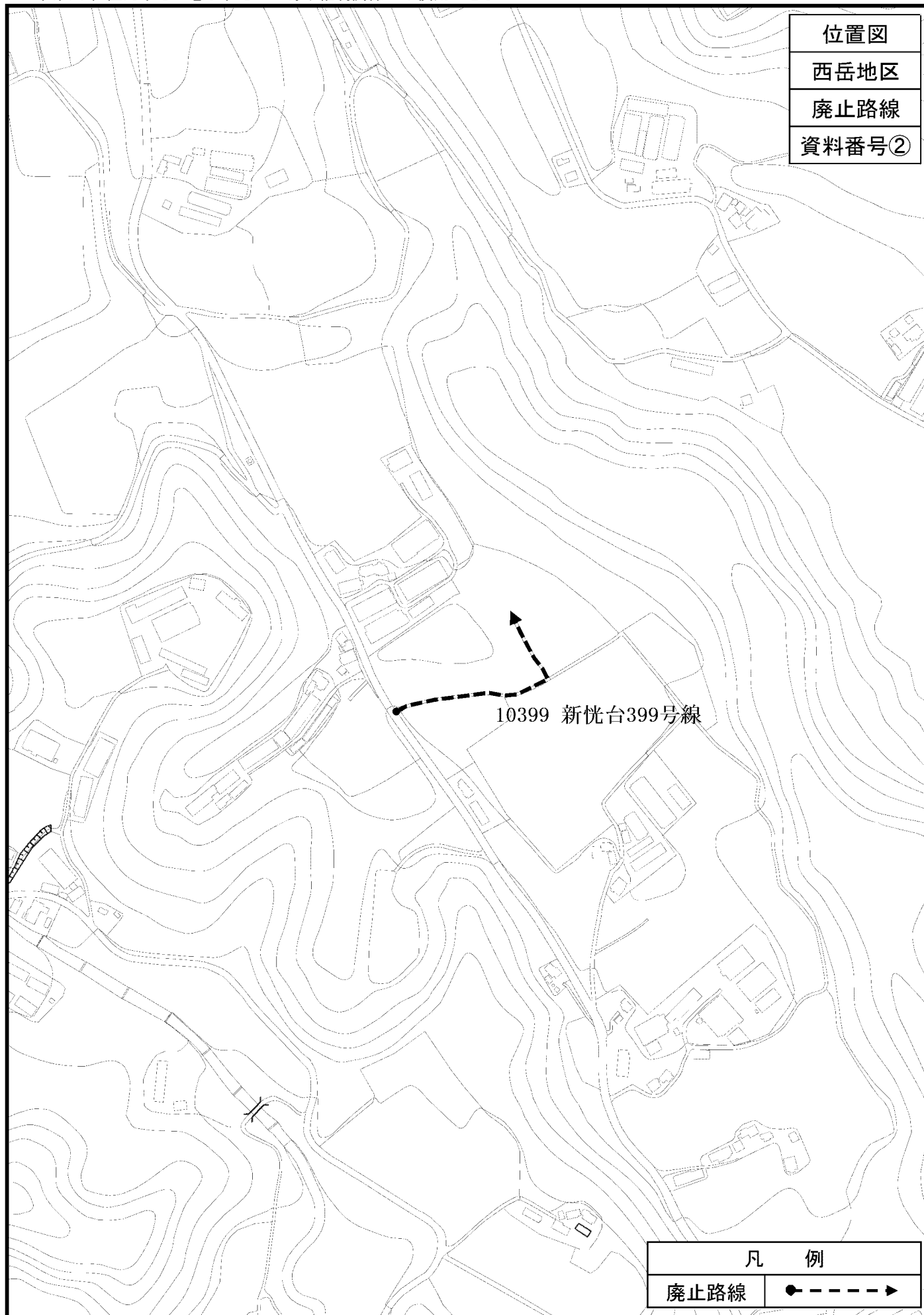
廃止路線

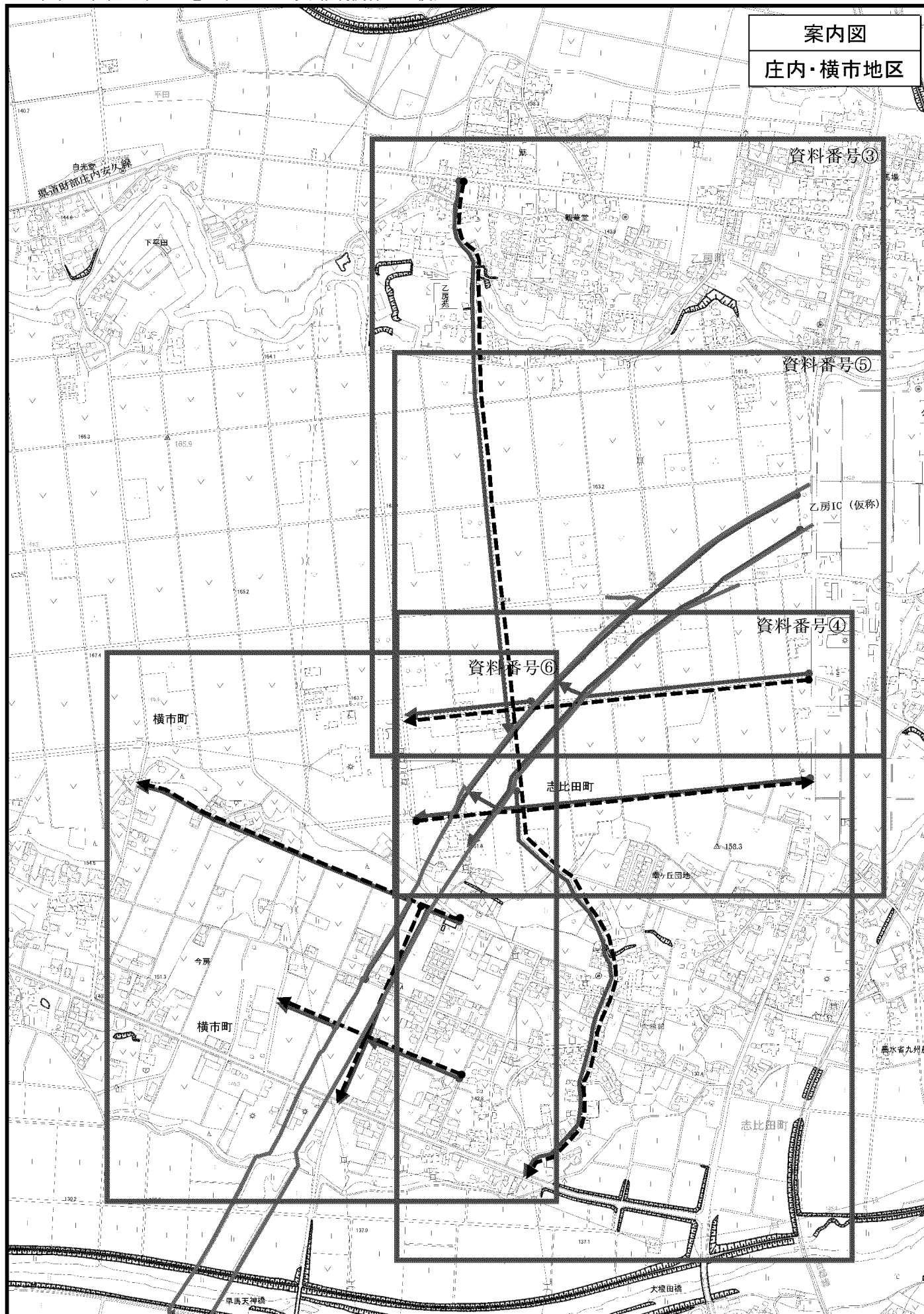


縮尺 1 : 5000

100 50 0 100 200 300
171







案内図
庄内・横市地区

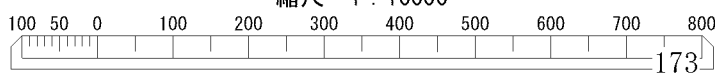
資料番号③

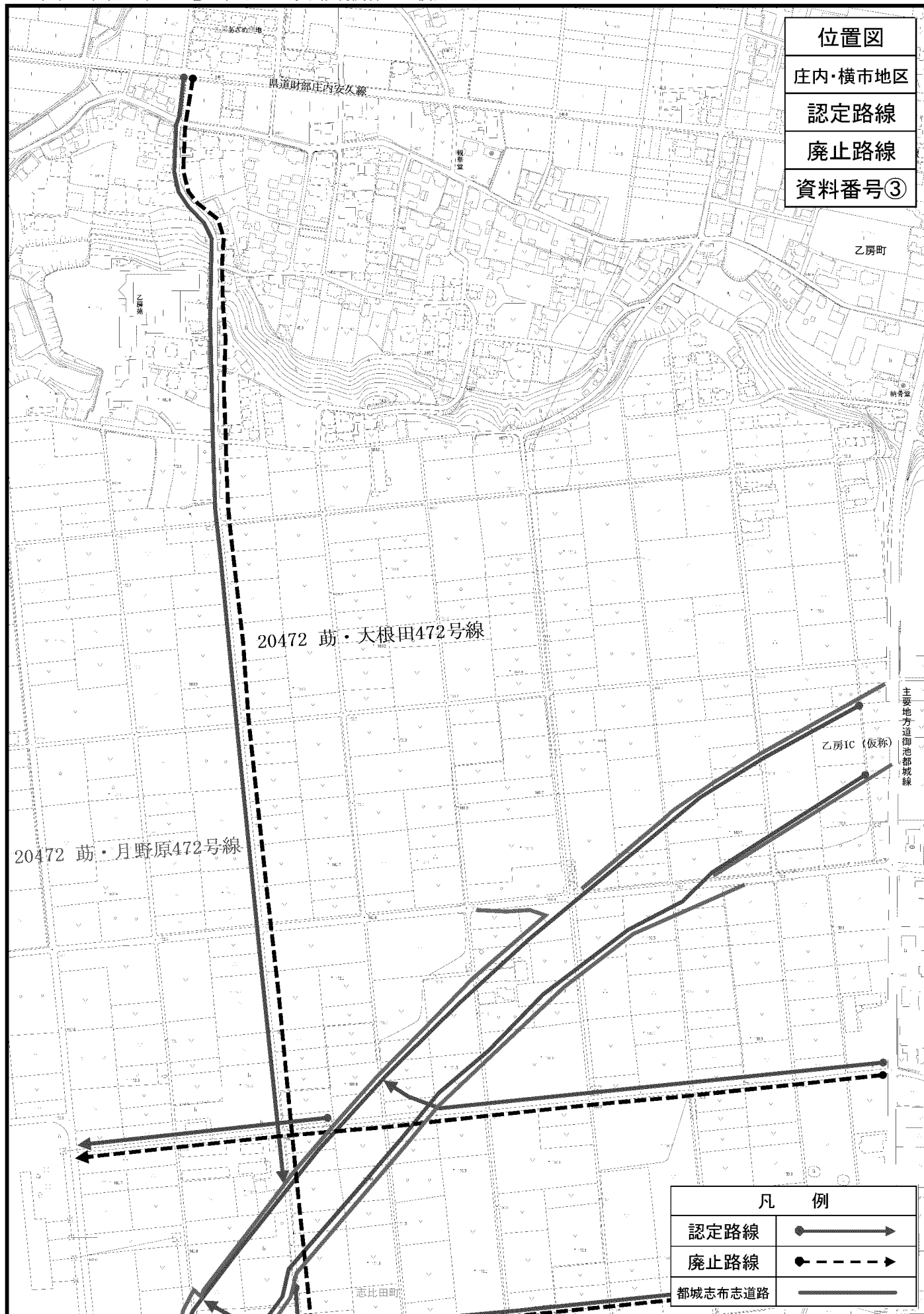
資料番号⑤

資料番号④

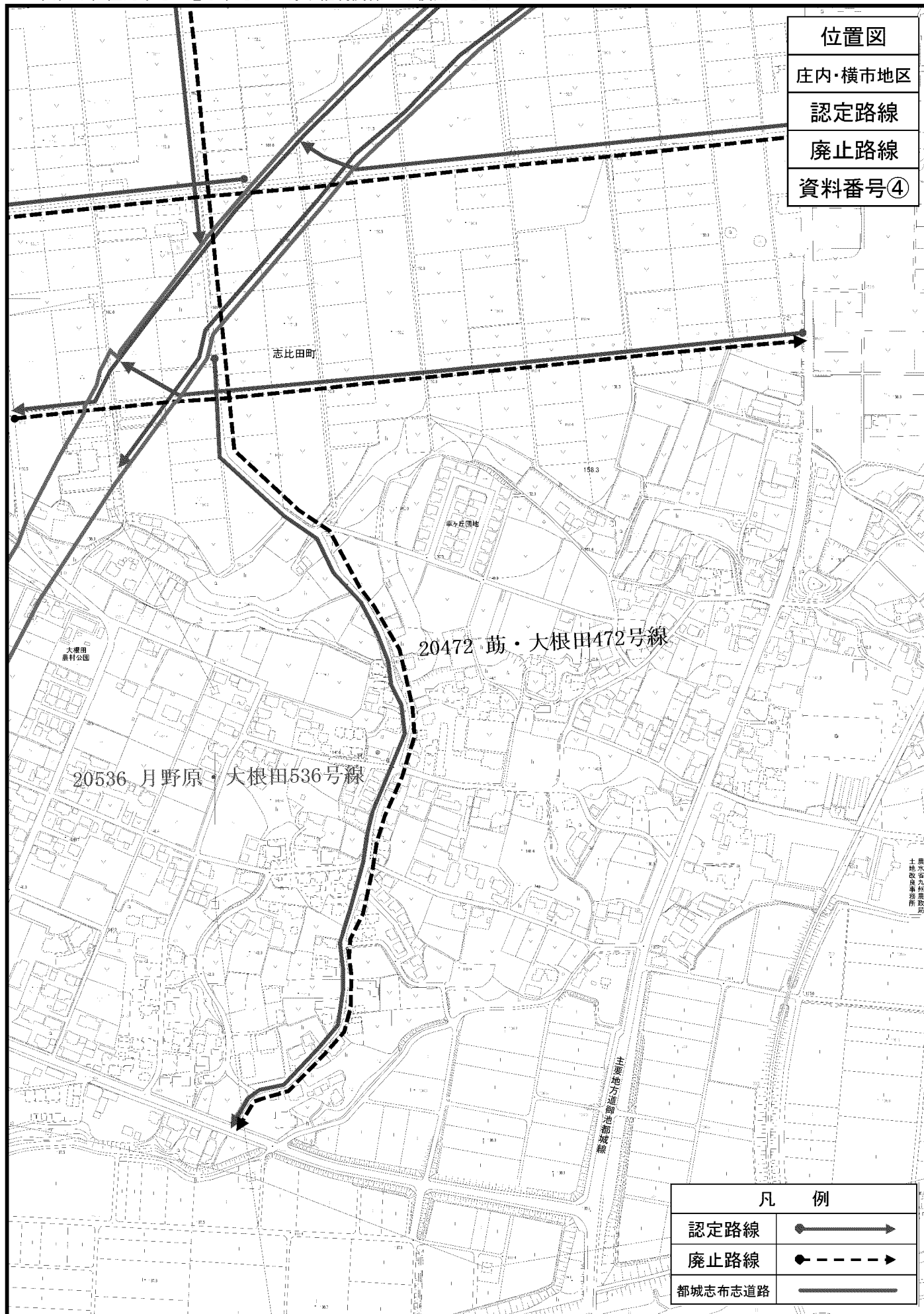
資料番号⑥

縮尺 1 : 10000





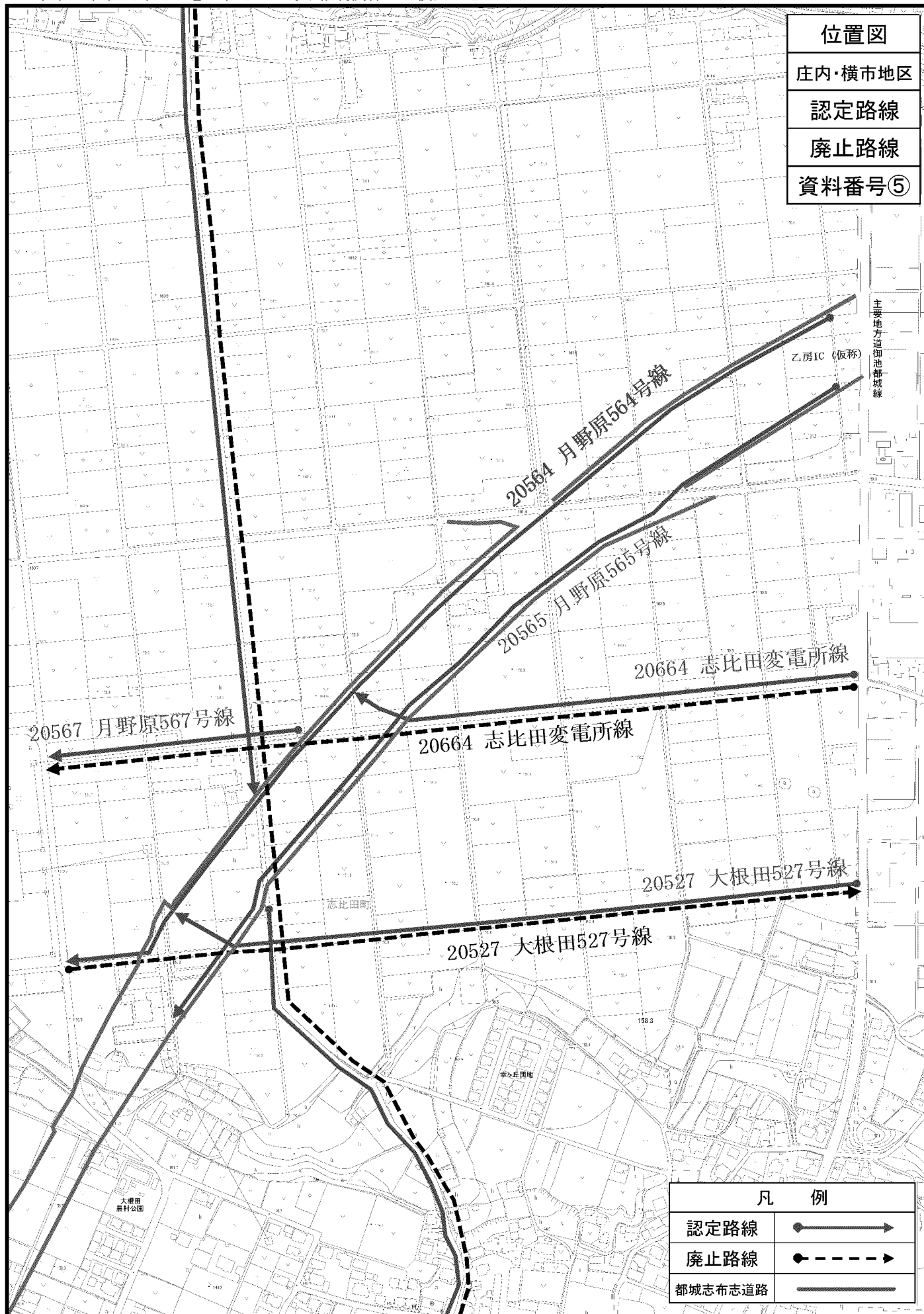
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

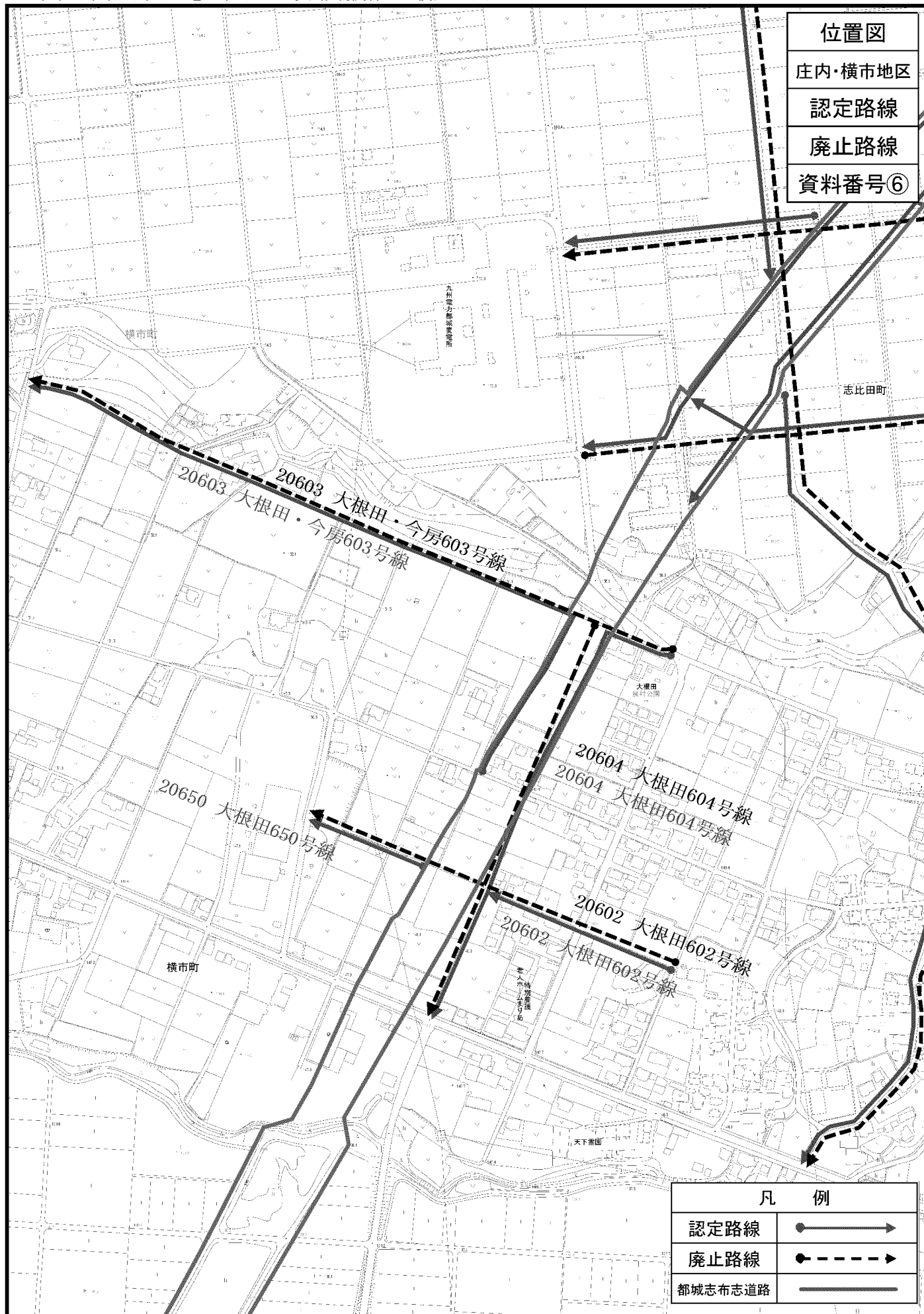


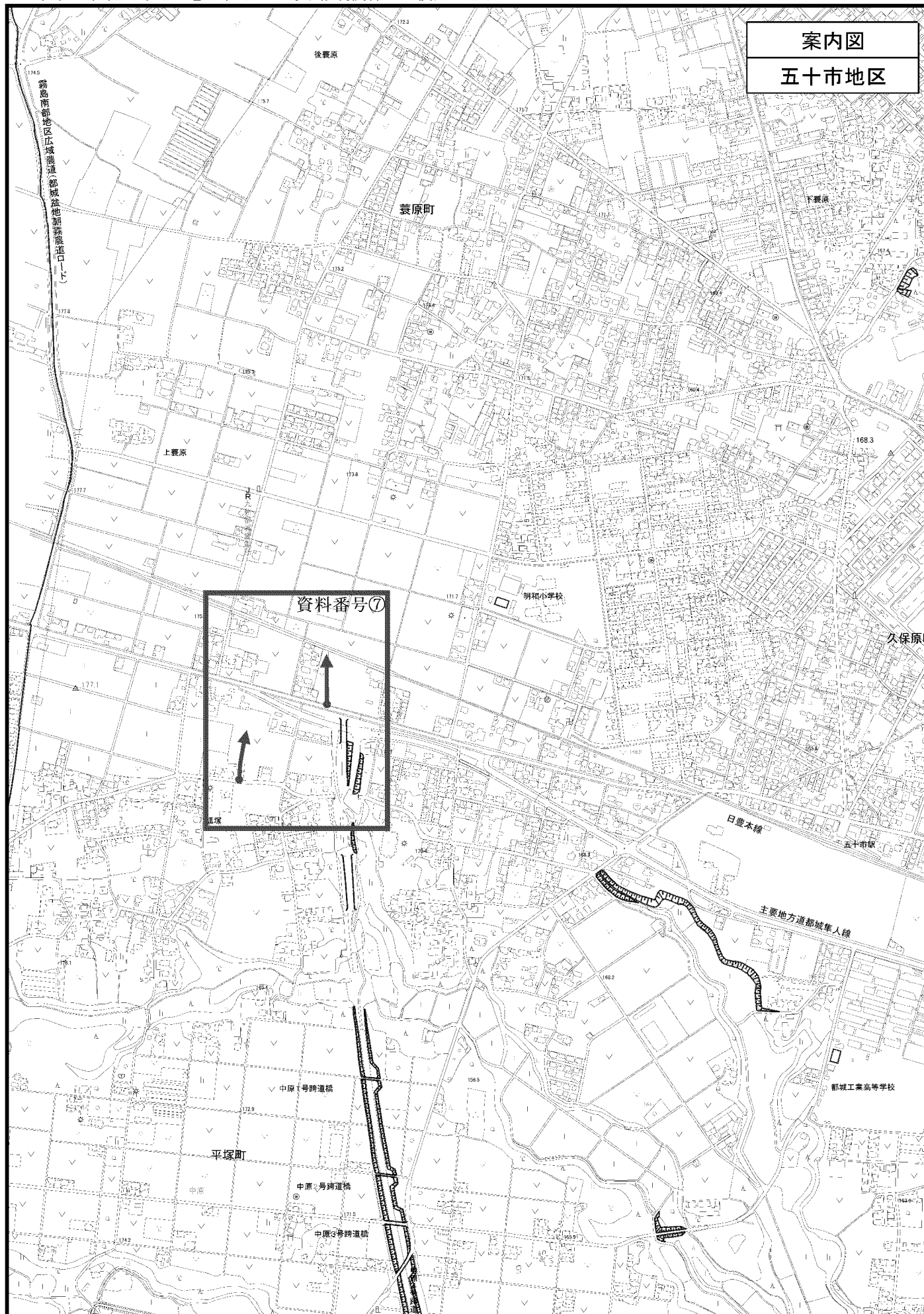
縮尺 1 : 5000

100 50 0 100 200 300
175



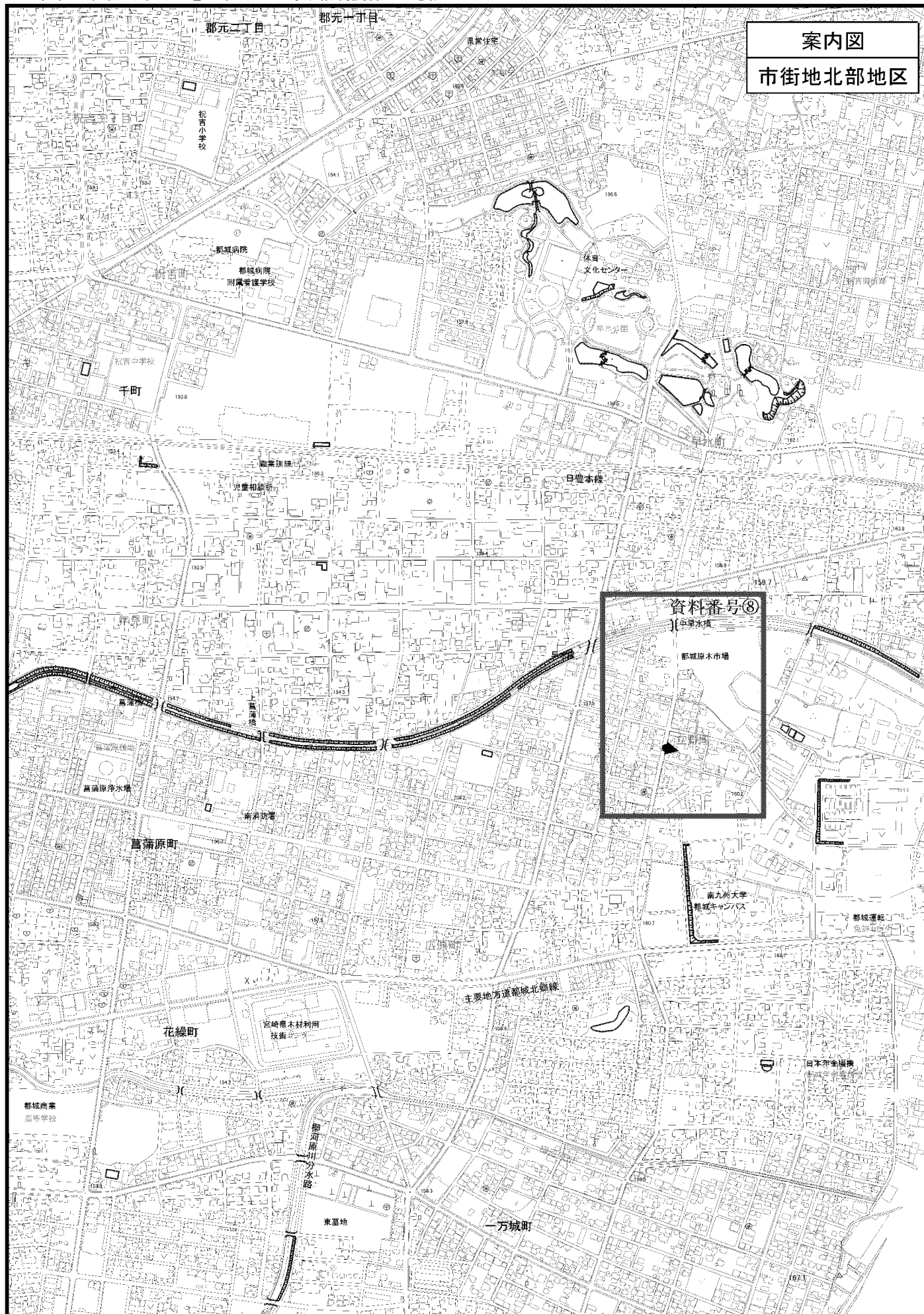








この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



案内図
市街地北部地区

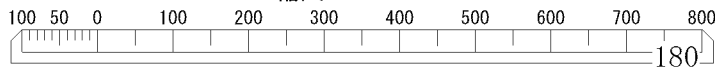
資料番号⑧
市街地
都城原木市場

南九州大学
都城キャンパス

都城運動場

日本年金機構

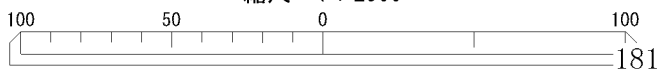
縮尺 1 : 10000



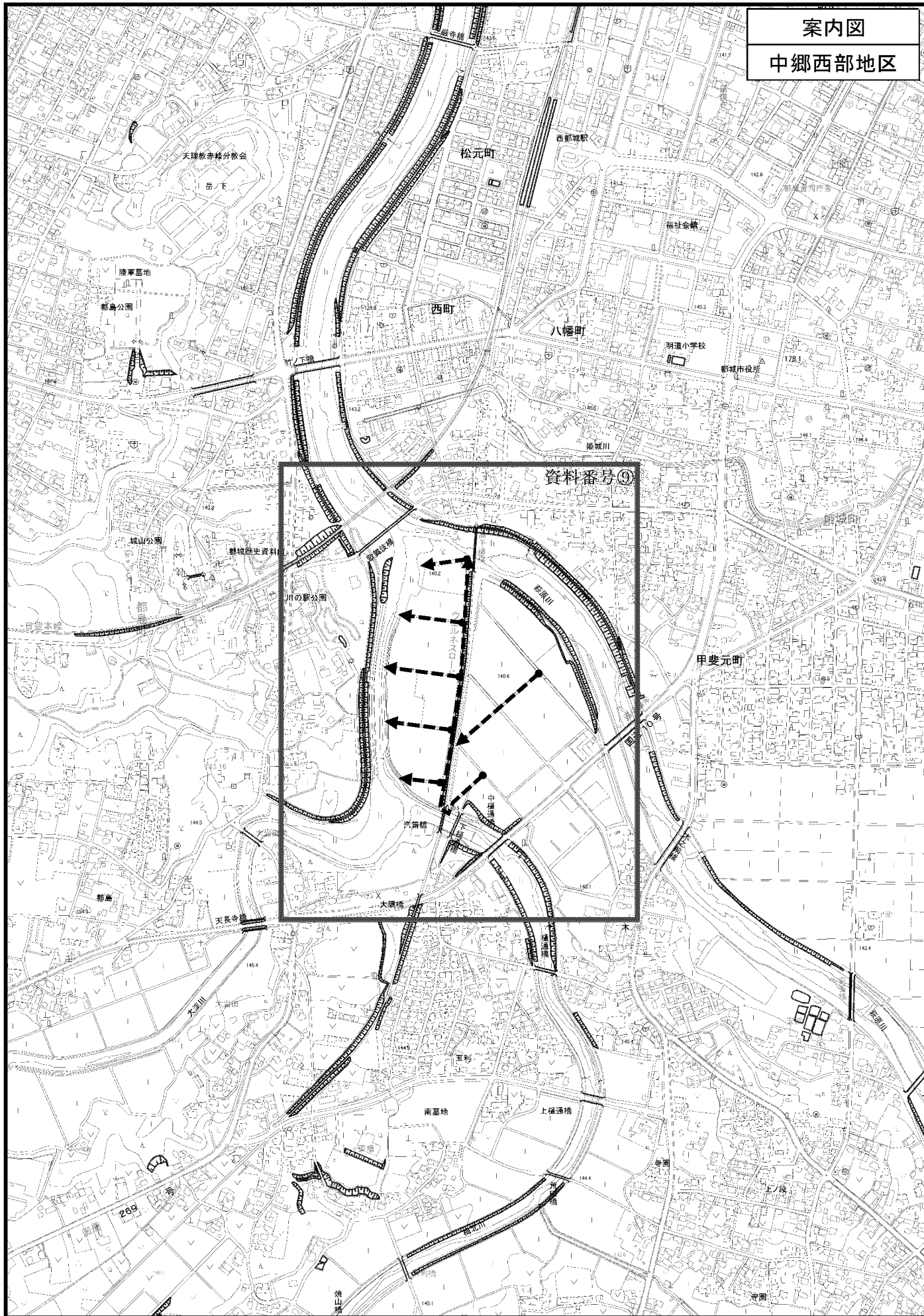
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



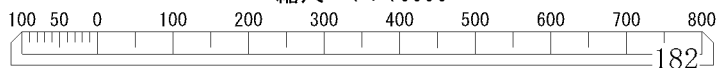
縮尺 1 : 2500

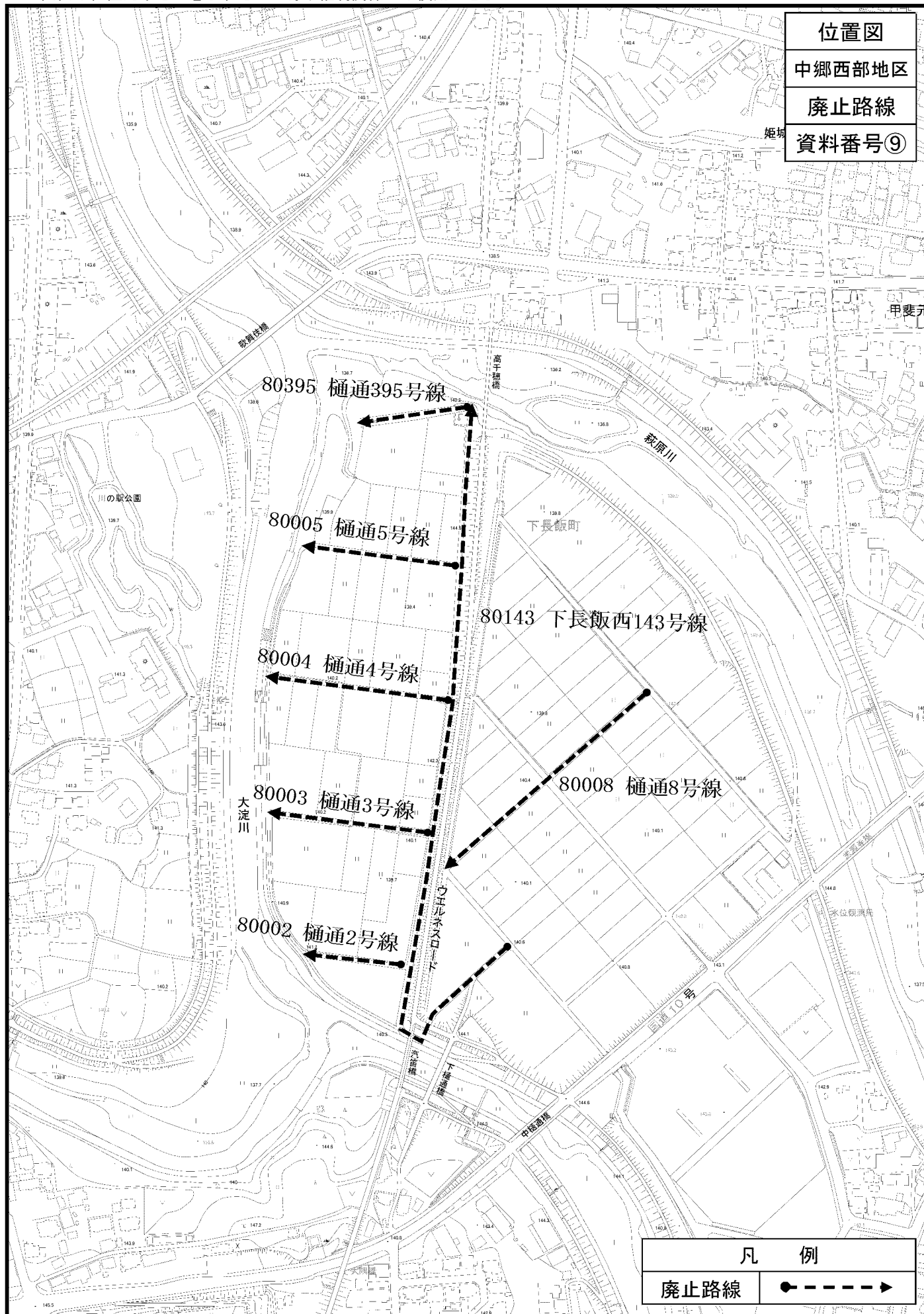


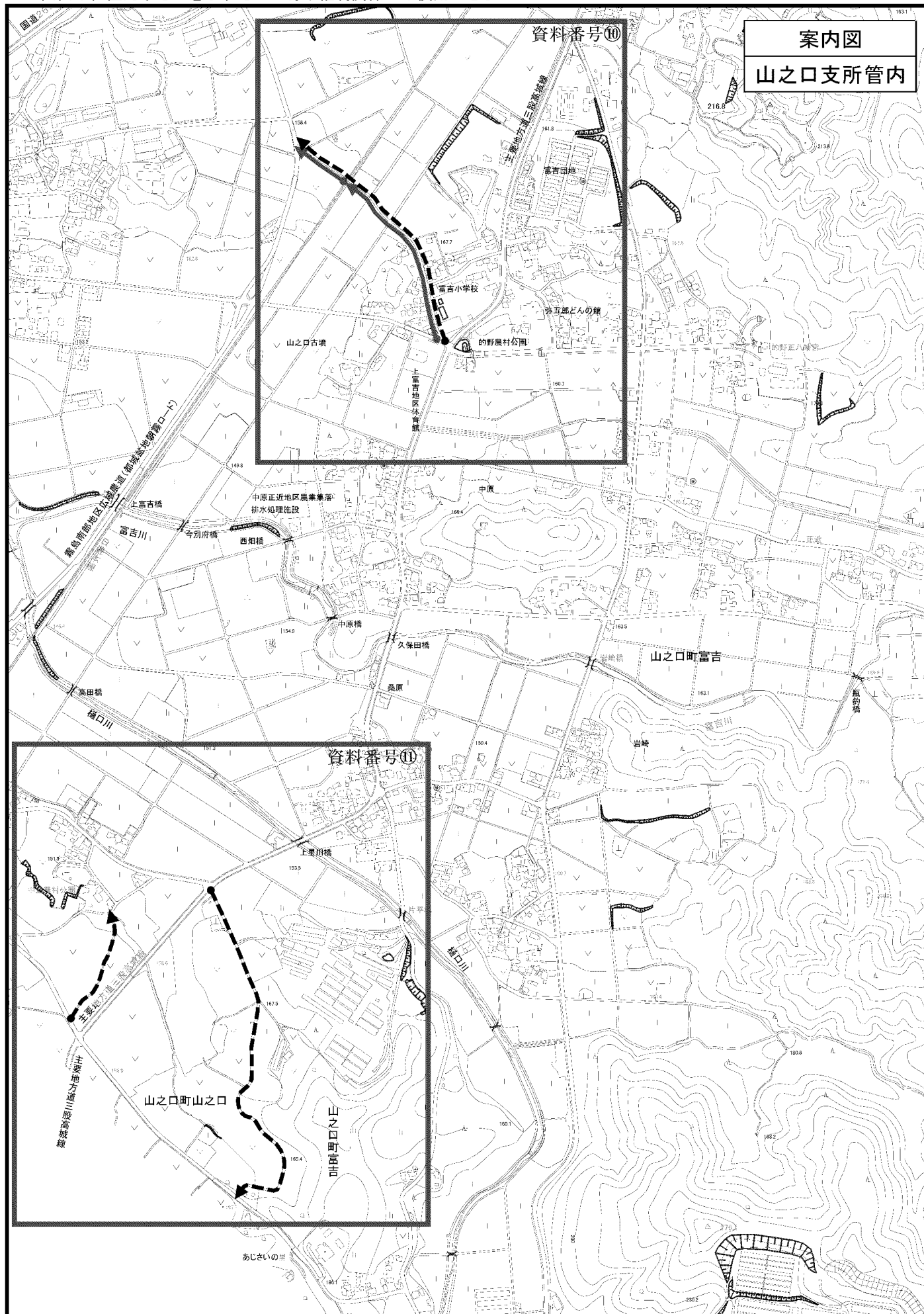
案内図
中郷西部地区



縮尺 1 : 10000







位置図

山ノ口支所管内

認定路線

廃止路線

資料番号⑩

100111 榎木111号線

本杉路切

山ノ口町富吉

100114 中原・榎木114号線

100114 中原114号線

山ノ口町

富吉地区センター

富吉地区

富吉小学校

的野農村公園

上富吉地区体育館

山ノ口町立図書館

中原公民館

富吉配水池

山ノ口町富吉

凡例

認定路線	●——→
廃止路線	●---→

資料番号⑩

山之口町富吉

● — — — — — ➤



